

# あきた

発行所 秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市総務部文書法制課  
電話 018-888-5427

印刷所 秋田市旭北錦町3番50号  
株式会社 三戸印刷所  
電話 018-823-5351

## 目 次

### 条 例

- 秋田市功労者等の待遇に関する条例等の一部を改正する条例  
(第16号) ..... 2
- 秋田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を  
改正する条例(第17号) ..... 3
- 秋田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例等の一部を改正  
する条例(第18号) ..... 3
- 秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
(第19号) ..... 3
- 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例  
の一部を改正する条例(第20号) ..... 5
- 秋田市職員給与条例の一部を改正する条例(第21号) ..... 5
- 秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例(第22号) ... 5
- 秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(第  
23号) ..... 8
- 秋田市手数料条例の一部を改正する条例(第24号) ..... 8
- 秋田市印鑑条例の一部を改正する条例(第25号) ..... 9
- 秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する条例(第26号)  
..... 9
- 秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
(第27号) ..... 9
- 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者  
負担額等に関する条例の一部を改正する条例(第28号) ..... 9
- 秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部  
を改正する条例(第29号) ..... 9
- 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例(第30号) .....10
- 秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例および秋田市  
低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条  
例(第31号) .....10
- 秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一  
部を改正する条例(第32号) .....11
- 秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
(第33号) .....11
- 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に  
関する基準を定める条例の一部を改正する条例(第34号) ...11

### 規 則

- 秋田市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則  
(第9号) .....15
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関す  
る規則等の一部を改正する規則(第10号) .....15

- 秋田市職員給与条例施行規則等の一部を改正する規則(第11号)  
.....16
- 秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規  
則(第12号) .....16
- 秋田市財務規則の一部を改正する規則(第13号) .....16
- 秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正  
する規則(第14号) .....16
- 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者  
負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第15号)  
.....17
- 秋田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則  
(第16号) .....20

### 農 委 規 則

- 秋田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する  
規則の一部を改正する規則(第1号) .....21

### 訓 令

- 秋田市職員服務規程および秋田市単純労務職員の給与の基準に  
関する規程の一部を改正する訓令(第2号) .....21
- 秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令(第3号) .....22

### 告 示

- 平成31年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達につい  
て(第92号) .....22
- 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防  
サービス事業者の指定について(第93号) .....22
- 指定居宅サービス事業者の廃止について(第94号) .....22
- 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の名称変更につ  
いて(第95号) .....22
- 認可地縁団体の告示事項の変更について(第96号) .....22
- 行旅死亡人の取扱いについて(第97号) .....23
- 平成30年度および平成31年度介護保険料納入通知書の公示送達  
について(第98号) .....23
- 平成31年度分介護保険料督促状の公示送達について(第99号)  
.....23
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の  
廃止について(第100号) .....23
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置  
されていた自転車等の撤去および保管について(第101号)  
.....23
- 身体障害者福祉法による医師の指定について(第102号) ...24
- 令和元年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について(第  
103号) .....24
- 平成30年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決

定・変更通知書（納税義務者用）の公示送達について（第104号）……………24

○道路の区域変更について（第105号）……………24

○道路の区域変更および供用開始について（第106号）……………24

○指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第107号）……………25

○国民健康保険税督促状の公示送達について（第108号）……………25

○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第109号）……………25

○介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および廃止について（第110号）……………25

○医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定、変更および廃止について（第111号）……………25

○医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定および変更について（第112号）……………26

○子ども・子育て支援法による特定子ども・子育て支援施設等の確認について（第113号）……………26

○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第114号）……………28

○子ども・子育て支援法による特定子ども・子育て支援施設等の確認について（第115号）……………28

○令和元年9月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第116号）……………31

○令和元年9月秋田市議会定例会において認定を経た決算およびその要領について（第117号）……………34

**教 委 告 示**

○教育委員会定例会の招集について（第6号）……………48

**選 管 告 示**

○選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第18号）……………48

○令和元年12月1日を基準日とする選挙人名簿の登録日について（第19号）……………48

**農 委 告 示**

○農業委員会総会の招集について（第5号）……………49

**上下水道局告示**

○指定給水装置工事事業者の廃止について（第22号）……………49

○指定給水装置工事事業者の廃止について（第23号）……………49

○指定排水設備工事事業者の廃止について（第24号）……………49

○指定給水装置工事事業者の廃止について（第25号）……………49

○指定排水設備工事事業者の廃止について（第26号）……………49

○指定給水装置工事事業者の廃止について（第27号）……………49

○指定給水装置工事事業者の指定について（第28号）……………50

○指定給水装置工事事業者の廃止について（第29号）……………50

○指定給水装置工事事業者の廃止について（第30号）……………50

○指定排水設備工事事業者の廃止について（第31号）……………50

○指定排水設備工事事業者の指定について（第32号）……………50

**公 告**

○農用地利用集積計画の策定について……………50

○予防接種法による定期予防接種について……………50

**教 委 告 告**

○令和2年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒の募集について……………51

○令和2年度に秋田市立御所野学院高等学校に入学する生徒の募集について……………51

**選 管 告 告**

○検察審査員候補者の予定者の選定を行う場所および日時について……………52

○裁判員候補者の予定者の選定を行う場所および日時について……………52

**上下水道局公告**

○受益者負担金の賦課対象区域について……………53

○一般競争入札の執行について……………53

**条 例**

秋田市功労者等の待遇に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月26日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第16号**

秋田市功労者等の待遇に関する条例等の一部を改正する条例

（秋田市功労者等の待遇に関する条例の一部改正）

第1条 秋田市功労者等の待遇に関する条例（昭和29年秋田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第9条中「又は第2号のいずれか」を削り、「第3号」を「第2号」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第9条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

（秋田市消防団員の定員および任免に関する条例の一部改正）

第2条 秋田市消防団員の定員および任免に関する条例（昭和40年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第6条中「前条第3号」を「前条第2号」に改める。

（秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行条例の一部改正）

第3条 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行条例（平成5年秋田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第15条中「、次の各号のいずれかに該当することとなった」を「禁錮以上の刑に処せられた」に、「当該」を「、当該」に改め、同条各号を削る。

（秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業施行条例の一部改正）

第4条 秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業施行条例（平成5年秋田市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第15条中「、次の各号のいずれかに該当することとなった」を「禁錮以上の刑に処せられた」に、「当該」を「、当該」に

改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第17号

秋田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年秋田市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第1項および第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第5条中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。

秋田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第18号

秋田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例

（秋田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正）

第1条 秋田市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年秋田市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年秋田市条例第22号）第2条第1項第1号に規定する基本報酬）」を加える。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第2条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

（秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第3条 秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号および第11条第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

（秋田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第4条 秋田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「地方公務員法」の次に「第22条の2第1項第2号

に掲げる職員および同法」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第19号

秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することおよび特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号および同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2の次に次の2条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号および第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条および次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の

期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項および第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにおいて、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにおいて、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次の各号のいずれにも該当するときとする。

- (1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第7条第2項中「している職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、育児休業をしている地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の期末手当の支給については、別に定めるところによる。

第8条中「した職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第9条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定にかかわらず、育児休業をした会計年度任用職員の退職手当の取扱いについては、別に定めるところによる。

第23条を次のように改める。

（部分休業をすることができない職員）

第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）
- ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数および勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員

第24条第1項中「勤務時間」の次に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条第2項中「（昭和22年法律第49号）」を削り、「勤務しない職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

第25条第1項中「（臨時的に任用される職員を除く。）」を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年秋田市条例第22号）第8条および第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第14条又は第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第20号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は」の次に「、別に定めるものを除くほか」を加え、「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

第4条中「（外国語指導助手にあっては、同条例別表第1の8級以下3級以上の職務にある者）」を削る。

別表第2 外国語指導助手の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第21号

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例

秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「臨時又は」を削る。

第23条第6項中「、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第26条第1項中「、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、もしくは失職し」を削る。

第26条の2第2号中「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第27条第1項中「、もしくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、もしくは失職し」を削る。

第28条（見出しを含む。）中「臨時又は」を削る。

附則第17項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第17項の改正規定 公布の日

(2) 第23条、第26条、第26条の2および第27条の改正規定ならびに次項の規定 令和元年12月14日

（経過措置）

2 前項第2号に掲げる規定の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）（以下この項において「旧地方公務員法」という。）第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手

当および勤勉手当の支給については、改正後の秋田市職員給与条例第23条第6項、第26条第1項および第4項、第26条の2第2号（同条例第23条第7項および第27条第5項において準用する場合を含む。）ならびに第27条第1項および第2項第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例をここに公布する。

令和元年9月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第22号

秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項および地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項において準用する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与、費用弁償等に関し必要な事項を定めるものとする。

（会計年度任用職員の給与）

第2条 会計年度任用職員の給与は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。） 基本報酬（正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。以下同じ。）ならびに地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当および宿日直手当に相当する報酬ならびに期末手当

(2) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。） 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当および期末手当

2 会計年度任用職員の職は、第15条第1項に規定する給料表の職務の級のいずれかに格付することとし、同項に規定する給料表により会計年度任用職員に基本報酬又は給料を支給しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、職務の性質上これにより難しい職にある者の給与の額は、秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員との権衡および職務の特殊性を考慮して、別に定める。

（会計年度任用職員の給与の支給）

第3条 会計年度任用職員の給与は、給与条例第5条の規定の例により支給する。

（第1号会計年度任用職員の基本報酬）

第4条 第1号会計年度任用職員に支給する基本報酬は、月額、日額又は時間額で定める。

2 第1号会計年度任用職員に支給する基本報酬の月額は、当該第1号会計年度任用職員を同一の職務に従事する第2号会計年度任用職員として任用したとしたならば適用を受けることとなる給料月額（以下この条において「基準月額」という。）に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 第1号会計年度任用職員に支給する基本報酬の日額は、基準月額を21で除して得た額に、当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を

乗じて得た額とする。

- 4 第1号会計年度任用職員に支給する基本報酬の時間額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。

(第1号会計年度任用職員の基本報酬の調整額)

- 第5条 第1号会計年度任用職員には、給与条例第7条の2の規定の例により算定した額を基本報酬の調整額として支給する。

(第1号会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬)

- 第6条 給与条例第10条の2第1項に規定する地域に在勤する第1号会計年度任用職員には、第4条の規定により算定した基本報酬の額および前条の規定により算定した基本報酬の調整額の合計額に、給与条例第10条の2第2項各号(第3号を除く。)に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を地域手当に相当する報酬として支給する。

(第1号会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬)

- 第7条 給与条例第13条第1項に規定する勤務に従事する第1号会計年度任用職員には、同条の規定の例により算定した額を特殊勤務手当に相当する報酬として支給する。

(第1号会計年度任用職員の報酬の減額)

- 第8条 第1号会計年度任用職員が勤務しないときは、その勤務しないことについて特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間について、第4条第1項に規定する基本報酬の区分に応じて、第14条各号に規定する勤務1時間当たりの報酬額(以下「勤務1時間当たり報酬額」という。)を減額して報酬を支給する。

(第1号会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬)

- 第9条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間について、勤務1時間当たり報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した第1号会計年度任用職員に休日勤務手当に相当する報酬が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 第1号会計年度任用職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年秋田市条例第4号。以下「勤務時間条例」という。)第5条の規定の例により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)外に勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間(規則で定める時間を除く。)に対して、勤務1時間について、勤務1時間当たり報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得

た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。ただし、第1号会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えた第1号会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務1時間について、勤務1時間当たり報酬額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当に相当する報酬として支給する。

- 5 勤務時間条例第8条の3第1項の規定の例により時間外代休時間を指定された場合において、当該時間外代休時間に第1号会計年度任用職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当に相当する報酬の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間について、勤務1時間当たり報酬額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当に相当する報酬を支給することを要しない。

- 6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(第1号会計年度任用職員の休日勤務手当に相当する報酬)

- 第10条 第1号会計年度任用職員には、正規の勤務日が勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日(勤務時間条例第10条第1項の規定の例により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した第1号会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)および勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間条例第10条第1項の規定の例により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した第1号会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)に当たっても、正規の報酬を支給する。

- 2 祝日法による休日等(勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定の例により毎日曜日を週休日と定められている第1号会計年度任用職員以外の第1号会計年度任用職員にあっては、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条および第5条の規定の例により定められた週休日に当たるときは、別に定める日)および年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間について、勤務1時間当たり報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当に相当する報酬として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務しても、休日勤務手当に相当する報酬は、支給しない。

(第1号会計年度任用職員の夜間勤務手当に相当する報酬)

第11条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する第1号会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間について、勤務1時間当たり報酬額の100分の25を夜間勤務手当に相当する報酬として支給する。

(第1号会計年度任用職員の報酬に係る端数計算)

第12条 勤務1時間当たり報酬額および前3条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当に相当する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(第1号会計年度任用職員の宿日直手当に相当する報酬)

第13条 宿日直勤務を命ぜられた第1号会計年度任用職員には、その勤務1回について4,400円を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当に相当する報酬として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、6,600円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

2 前項の勤務は、第9条、第10条第2項および第11条の勤務には含まれないものとする。

(第1号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額)

第14条 第1号会計年度任用職員に支給する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 基本報酬が月額により定められている第1号会計年度任用職員 第4条第2項の規定により算定した基本報酬の月額および第5条の規定により算定した基本報酬の調整額の月額ならびにこれらに対する地域手当に相当する報酬の月額の合計額(第21条第1項第1号において「月額基本報酬等合計額」という。)に12を乗じて得た額を、当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの正規の勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額
- (2) 基本報酬が日額により定められている第1号会計年度任用職員 第4条第3項の規定により算定した基本報酬の日額および第5条の規定により算定した基本報酬の調整額の日額ならびにこれらに対する地域手当に相当する報酬の日額の合計額(第21条第1項第2号において「日額基本報酬等合計額」という。)を、当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの正規の勤務時間で除して得た額
- (3) 基本報酬が時間額により定められている第1号会計年度任用職員 第4条第4項の規定により算定した基本報酬の時間額および第5条の規定により算定した基本報酬の調整額の時間額ならびにこれらに対する地域手当に相当する報酬の時間額の合計額

(第2号会計年度任用職員の給料)

第15条 第2号会計年度任用職員には、給与条例別表第1のアの行政職給料表(1)又は別表第2のイの医療職給料表(2)に定める額の給料を支給する。

2 第2号会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難および責任の度に基づきこれを前項に規定する給料表に定める職務の級に分類するものとし、分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、次の各号に掲げる給料表の区分に応じ、当該各号に定め

る等級別基準職務表のとおりとする。

- (1) 給与条例別表第1のアの行政職給料表(1) 給与条例別表第3のアの行政職給料表(1)等級別基準職務表
  - (2) 給与条例別表第2のイの医療職給料表(2) 給与条例別表第4のイの医療職給料表(2)等級別基準職務表
- 3 第1項に規定する給料表および前項に規定する等級別基準職務表の適用範囲は、規則で定める。

(第2号会計年度任用職員の給料の調整額)

第16条 第2号会計年度任用職員には、給与条例第7条の2の規定の例により算定した額を給料の調整額として支給する。

(第2号会計年度任用職員の地域手当等)

第17条 第2号会計年度任用職員の地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当および宿日直手当については、給与条例の適用を受ける職員の例により支給する。

(第2号会計年度任用職員の給与の減額)

第18条 第2号会計年度任用職員が勤務しないときは、その勤務しないことについて特に承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間について、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(第2号会計年度任用職員の給与に係る端数計算)

第19条 第17条の規定により給与条例の適用を受ける職員の例により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額および前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(第2号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額)

第20条 第2号会計年度任用職員に支給する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第21条の規定の例により算定した額とする。

(会計年度任用職員の期末手当)

第21条 任期の定めが6箇月以上で、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上である会計年度任用職員には、給与条例第26条の規定の例により期末手当を支給する。この場合において、期末手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 当該会計年度任用職員の基本報酬が月額である場合 月額基本報酬等合計額
  - (2) 当該会計年度任用職員の基本報酬が日額である場合 日額基本報酬等合計額に算定期間(6月1日および12月1日以前6箇月以内の期間をいう。次号において同じ。)におけるその者の勤務した日数を乗じて得た額を在職した期間の月数で除して得た額
  - (3) 当該会計年度任用職員の基本報酬が時間額である場合 第14条第3号に定める合計額に算定期間におけるその者の勤務した時間数を乗じて得た額を在職した期間の月数で除して得た額
  - (4) 当該会計年度任用職員が第2号会計年度任用職員である場合 給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額
- 2 任期の定めが6箇月に満たない会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6箇月以上に至ったときは、当該会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6箇月以上の会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日

まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に会計年度任用職員として任用された者の任期（6箇月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6箇月以上の会計年度任用職員とみなす。

4 給与条例第26条の2および第26条の3の規定は、会計年度任用職員について準用する。

（単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与）

第22条 単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 単純な労務に雇用される第1号会計年度任用職員 基本報酬ならびに特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当および宿日直手当に相当する報酬ならびに期末手当
- (2) 単純な労務に雇用される第2号会計年度任用職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当および期末手当

2 単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与の基準は、その職務と責任の特殊性を考慮し、会計年度任用職員の給与の額および支給方法を基準として、規則で定める。

（第1号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償）

第23条 第1号会計年度任用職員が給与条例第11条第1項各号に定める通勤手当の支給要件のいずれかに該当するときは、通勤手当の額に相当する額を費用弁償として支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額、支給日、返納等については、給与条例第11条第2項から第6項までの規定の例による。

（公務のために旅行する会計年度任用職員の費用弁償等）

第24条 第1号会計年度任用職員が公務のために旅行するときは、秋田市職員等の旅費に関する条例（昭和28年秋田市条例第5号）の規定の例により、当該旅行に係る旅費の額に相当する額を費用弁償として支給する。

2 第2号会計年度任用職員が公務のために旅行するときは、秋田市職員等の旅費に関する条例の規定により、当該旅行に係る旅費を支給する。

（口座振替による支給）

第25条 給与および費用弁償は、会計年度任用職員から申出があったときは、口座振替の方法により支給することができる。

（給与からの控除）

第26条 給与条例第29条の2の規定は、会計年度任用職員について準用する。

（委任）

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第23号

秋田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

秋田市職員の退職手当に関する条例（昭和29年秋田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

第12条第1項第2号中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削る。

附則第25項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第32項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第32項の改正規定は公布の日から、第12条第1項第2号の改正規定および附則第5項の規定は令和元年12月14日から施行する。（経過措置）

2 改正後の秋田市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 新条例第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、新条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する新条例第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

4 前項の規定の適用を受ける者に対する新条例第7条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。

（秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正）

5 秋田市特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和32年秋田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中「（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）」を削り、「禁錮」を「禁錮」に改める。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第24号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第13号の次に次のように加える。

⑬の2 住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項又は第4項の規定に基づく住民票の除票の写しの交付	住民票の除票の写し交付手数料	1通につき300円
⑬の3 住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項又は第4項の規定に基づく住民票の除票記載事項証明書の交付	住民票の除票記載事項証明書の交付手数料	1通につき300円

別表第1第14号の次に次のように加える。

⑭の2 住民基本台帳法第21	戸籍の附票の除	1通につ
----------------	---------	------



条の3第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	票の写し交付手数料	き300円
--------------------------------------	-----------	-------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第25号

秋田市印鑑条例の一部を改正する条例

秋田市印鑑条例（昭和50年秋田市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「もしくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項）を「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）もしくは通称（同令第30条の16第1項）に改め、「および名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第7条第1項第1号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（住民基本台帳法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名および当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記載がされている」に、「氏名および」を「氏名および当該」に改め、同条第2項中「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録できる物を含む。）」を削る。

第12条第1項第4号中「氏又は」を「氏（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第26号

秋田市小規模水道施設条例の一部を改正する条例

秋田市小規模水道施設条例（平成16年秋田市条例第127号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第27号

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年秋田市条例

第32号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還および違約金については、法第13条、第14条第1項および第16条ならびに令第8条、第9条および第12条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第28号

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例（平成27年秋田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第2条第3号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第4号中「支給認定を行った子ども」を「教育・保育給付認定を行った子ども（特定満3歳以上保育認定子ども（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。次号において同じ。）を除く。）」に改め、同条第5号中「支給認定を行った子ども」を「教育・保育給付認定を行った子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを含む。）」に改める。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 1号認定子どもおよび2号認定子ども 零

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

第4条第1項、第5条第1項および第7条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の規定は、令和元年10月分の利用者負担額の額から適用し、同年9月分までの利用者負担額の額については、なお従前の例による。

秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第29号

秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例の一部を改正する条例

秋田市子ども・子育て支援法に基づく過料に関する条例（平成27年秋田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号および第2号中「の規定による報告」を「（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月26日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第30号

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の4項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第28条に規定する小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
- (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

4 市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
- (2) 法第6条の3第12項および第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの 第17条第2項に次の1号を加える。
- (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂

行することができる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第23条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第24条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第24条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第38条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削る。

第46条中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第7条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設を確保しないことができる。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（食事の提供に関する経過措置）」を付し、同項中「行う者」の次に「（次項において「施設等」という。）」を加える。

附則第9項を附則第10項とし、附則第8項を附則第9項とし、附則第7項を附則第8項とし、附則第6項の前の見出しを削り、同項を附則第7項とし、同項の前に見出しとして「（小規模保育事業所A型および保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）」を付する。

附則第5項を附則第6項とし、附則第4項を附則第5項とする。

附則第3項中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改め、同項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第16条第1項、第23条第4号（調理設備に係る部分に限る。）および第24条第1項（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第11条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例および秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月26日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第31号

秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例および秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

- (1) 秋田市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例（平成21

年秋田市条例第16号)第4条第2項  
 (2) 秋田市低炭素建築物新築等計画認定等手数料条例(平成25年秋田市条例第24号)第4条第2項  
 附 則  
 この条例は、公布の日から施行する。

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月26日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第32号

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する条例

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例(平成28年秋田市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「額は、向上計画認定申請」の次に「(次項に規定する向上計画に係るものを除く。)」を加え、同条第2項中「一の」を「1の」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第29条第3項に規定する他の建築物(以下「他の建築物」という。)に関する事項(同項各号に掲げる事項をいう。以下同じ。)が記載されている場合の向上計画の認定の事務につき徴収する向上計画認定申請手数料の額は、向上計画認定申請1件につき、当該向上計画に記載されている同項に規定する申請建築物又は他の建築物(以下これらを「申請建築物等」という。)ごとに向上計画認定申請があったものとみなした場合における前項各号に定める額を合算した額とする。

第6条第1項中「額は、変更認定申請」の次に「(前条第2項に規定する向上計画以外の向上計画の変更(他の建築物に関する事項を新たに記載するものを除く。)に係るものに限り。)」を加え、同条第2項中「一の」を「1の」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定する変更以外の向上計画の変更の認定の事務につき徴収する変更認定申請手数料の額は、次の各号に掲げる変更認定申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を合算した額とする。

(1) 向上計画に記載された申請建築物等に係る変更認定申請  
 当該変更に係る申請建築物等ごとに前項に規定する変更に係る変更認定申請があったものとみなした場合における同項に定める額を合算した額

(2) 向上計画に他の建築物に関する事項を新たに記載する変更認定申請  
 当該他の建築物に関する事項に係る他の建築物ごとに前条第2項に規定する向上計画以外の向上計画に係る向上計画認定申請があったものとみなした場合における同条第1項各号に定める額を合算した額

第8条第2項中「建築基準法第87条の2」を「同法第87条の4」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第8条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月26日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第33号

秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

秋田市公営企業職員の給与に関する条例(昭和28年秋田市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号中「(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)」を削る。

第17条の見出し中「及び臨時雇用者」を削り、同条中「第2条に規定する職員以外で、」を「職員および会計年度任用職員以外で」に改め、「及び臨時雇用者」を削り、「職員の」を「職員および会計年度任用職員の」に改め、同条を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当および期末手当
- (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員 給料、前号に定める手当および退職手当

2 第2条第2項、第3条、第5条から第9条まで、第10条、第12条、第14条、第15条、第16条第1項、同条第2項(部分休業および介護休暇に係る部分に限る。)、第16条の3および第16条の6の規定(会計年度任用職員が前項第1号に掲げる会計年度任用職員である場合にあっては、第14条の規定を除く。)は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、第15条中「の規定」とあるのは「および秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年秋田市条例第22号)の規定」と、第16条第2項中「小学校就学の始期」とあるのは「3歳」と、「2時間」とあるのは「当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間」と、第16条の6ただし書中「期末手当および勤勉手当」とあるのは「期末手当」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第14条第2項第2号の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月26日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市条例第34号

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年秋田市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第23号を第28号とし、第17号から第22号までを5号ずつ繰り下げ、同条第16号中「の規定において」を「において」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保

護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第15号を第20号とし、第14号を第19号とし、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同条第12号を同条第17号とし、同条第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者の負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項および第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「認定子ども園」を「認定こども園」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出しおよび同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条および第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項および第2項を次のように改める。

特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領をしないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第13条第3項および第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者および当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イの(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。(ア)において同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者および2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者および2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号ならびに同条第5項および第6項中「支給認定保護者に」を「教育・保育給付認定保護者に」に改める。

第14条第1項中「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項および第2項ただし書ならびに第24条から第26条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項および第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」

を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども又は支給認定保護者」を「教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項および第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第2項および第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した」を「の規定による」に、「に係る必要な事項」を「の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項および第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含む」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イの(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イの(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第36条第1項中「次項」を「以下この条」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含む」を「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては、主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イの(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イの(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあってはその」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「」の数をを「」の数は、家庭的保育事業にあっては」に、「」およびを「第42条第3項第1号において同じ。）および」に、「いう。）にあってはその利用定員の数をを「いう。同号において同じ。）にあっては」に、「附則第6項」を「附則第4項」に、「同じ。）にあってはその利用定員の数をを「同じ。）にあっては」に、「その利用定員の数を1人」を「1人」に改める。

第38条第1項中「利用者の負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「この項」を「この項から第5項まで」に改め、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項第3号中「支給認定子ども（」を「満3歳未満保育認定子ども（」に、「利用する支給認定子ども」を「利用する満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同条第3項中「事業所内保育事業を行う者であって、」を「事業所内保育事業（」に改め、「もの」の次に「に限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」を加え、「第1項第1号」を「同項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設を確保しないことができる。

第42条第2項中「前項本文」を「第1項本文」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業

者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項および第2項を次のように改める。

特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領をしないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

第43条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項および第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した」を「の規定による」に、「に係る必要な事項」を「の提供」に改め、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所および特定地域型保育」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費等」とあるのは「地域型保育給付費等」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下）とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項および第19条において）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型

給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「あつては」を「あつては、」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条および第13条を除く。）、第17条から第19条までおよび第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「あつては」を「あつては、」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合は、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象と

なる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するものおよび満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附則第2項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）とあるのは「定める額をいう）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ）」に、「（法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除外）」に改める。

附則第4項および附則第5項を削り、附則第6項を附則第4項とする。

附則第7項中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改め、同項を附則第5項とする。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

規 則

秋田市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第9号

秋田市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の育児休業等に関する規則（平成4年秋田市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の3条を加える。

（育児休業に係る勤務日の日数を考慮して定める非常勤職員）

第1条の2 秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秋田市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第3号アのウの規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日の日数が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であって1年間の勤務日の日数が121日以上であるものとする。

（子の1歳到達日後に育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合）

第1条の3 条例第2条の3第3号イの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第2条の3第3号イに規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所もしくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として条例第2条の3第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者もしくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。ウにおいて同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当する場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合（子の1歳6箇月到達日後に育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合）

第1条の4 前条の規定は、条例第2条の4第2号の規則で定める場合について準用する。この場合において、前条第1号中「1歳に達する日（以下「1歳到達日」とあるのは「1歳6箇月に達する日（以下「1歳6箇月到達日」と、同条第2号中「1歳到達日」とあるのは「1歳6箇月到達日」と読み替えるものとする。

第5条中「秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秋田市条例第6号。以下「条例」という。）」を「条例」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第10号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則等の一部を改正する規則（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則等）

する規則および秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(昭和63年秋田市規則第10号)第2条

(2) 秋田市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則(平成14年秋田市規則第3号)第3条

(秋田市鳥獣被害対策実施隊設置規則の一部改正)

第2条 秋田市鳥獣被害対策実施隊設置規則(平成30年秋田市規則第17号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「臨時的任用職員」を「同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員および同法第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された職員」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

秋田市職員給与条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月26日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市規則第11号

秋田市職員給与条例施行規則等の一部を改正する規則(秋田市職員給与条例施行規則の一部改正)

第1条 秋田市職員給与条例施行規則(昭和28年秋田市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第16条第1号中「、もしくは失職し」を削り、同条第2号中「又は失職」を削る。

第22条第1項第1号中「、もしくは失職し」を削る。

(秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則の一部改正)

第2条 秋田市職員の退職手当に関する条例第10条の規定による失業者の退職手当支給規則(昭和51年秋田市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第3号を削り、同条第4号中「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、同号を同条第3号とし、同条中第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

(秋田市単純労働職員の給与の基準に関する規則の一部改正)

第3条 秋田市単純労働職員の給与の基準に関する規則(平成12年秋田市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同項第3号および第4号ならびに同条第5項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第14条第1項中「、もしくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

(秋田市農業委員会委員の候補者の選考等に関する規則の一部改正)

第4条 秋田市農業委員会委員の候補者の選考等に関する規則(平成28年秋田市規則第63号)の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。

(秋田市単純労働職員の給与の基準に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)第44条の規定による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)(以下この項において「旧地方公務員法」という。)第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当および勤勉手当の支給については、第3条の規定による改正後の秋田市単純労働職員の給与の基準に関する規則第13条第1項、同条第4項(同規則第14条第4項において準用する場合を含む。)および第14条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月26日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市規則第12号

秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和32年秋田市規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表第1の備考を次のように改める。

備考 この表において「教育職給料表」とは、秋田市立高等学校および秋田公立美術大学附属高等学院の教育職員の給与に関する条例(昭和58年秋田市条例第14号)に規定する教育職員に適用される給料表をいう。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月26日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市規則第13号

秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則(平成9年秋田市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第73条第4号中「特例地域型保育給付費」の次に「、施設等利用費」を加える。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月26日

秋田市長 穂 積 志

#### 秋田市規則第14号

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和50年秋田市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項第2号中「若しくは」を「又は」に改め、同項に次の1号を加える。



(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第15号

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則（平成27年秋田市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 1号認定子どもおよび2号認定子ども 零

第2条第2号中「2号認定子どもおよび」を削り、「別表第2」を「別表第1」に改める。

第3条の見出しを「(複数の負担額算定基準子どもがいる教育・保育給付認定保護者に係る特例)」に改め、同条中「第14条」を「第13条第2項」に、「の支給認定保護者」を「の教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。以下同じ。)」を「3号認定子ども」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である3号認定子ども 当該3号認定子どもに関して別表第1に基づき算定した額に100分の50を乗じて得た額

(2) 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者および2番目の年長者である者を除く。)である3号認定子ども 零

第4条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第1項中「第14条の2第1項」を「第14条」

に、「の支給認定保護者」を「の教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子どもに関する」を「3号認定子どもに関する」に改め、「又は別表第2」および「1号認定子どもにあっては77,101円未満、2号認定子ども又は3号認定子どもにあっては」を削り、「57,700円未満」の次に「(特定教育・保育給付認定保護者(政令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。)にあっては、77,101円未満)」を加え、同項各号を次のように改める。

(1) 次のア又はイに掲げる3号認定子ども 当該3号認定子どもに関して別表第1に基づき算定した額に100分の50を乗じて得た額(特定教育・保育給付認定保護者に係る3号認定子どもにあっては、零)

ア 特定被監護者等のうち小学校就学前子ども(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)以外の者が1人のみである場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である3号認定子ども

イ 全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である3号認定子ども

(2) 次のアからウまでに掲げる3号認定子ども 零

ア 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における負担額算定基準子どものうち最年長者である3号認定子ども

イ 特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準子どものうち2番目の年長者である3号認定子ども

ウ 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者および2番目の年長者である者を除く。)である3号認定子ども

第4条第2項を削る。

第5条中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第1を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2 3号認定子どもに係る利用者負担額(第2条関係)

各月初日の3号認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)
階層区分	定義	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯ならびに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)による被支援世帯ならびに児童福祉法(昭和22年法律第164号)による里親世帯(別表第2において「被保護世帯等」という。)	円 0 0
B	A階層を除き、当該年度分(4月分から8月分までにあつては、前年度分)の市町村民税非課税世帯	0 0
C 1	A階層を除き、当該年度分(4月分から8月分までにあつては、前年度分)の市町村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯) 13,850 13,620
C 2		100円以上5,000円未満 15,990 15,720
C 3		5,000円以上48,600円未満 17,320 17,030
D 1		48,600円以上51,000円未満 18,000 17,700
D 2		51,000円以上56,000円未満 21,000 20,650

D 3		56,000円以上62,000円 未満	21,600 21,240
D 4		62,000円以上79,000円 未満	24,300 23,890
D 5		79,000円以上86,000円 未満	24,600 24,190
D 6		86,000円以上97,000円 未満	27,750 27,280
D 7		97,000円以上109,000 円未満	27,820 27,350
D 8		109,000円以上119,000 円未満	31,600 31,070
D 9		119,000円以上131,000 円未満	31,820 31,280
D10		131,000円以上142,000 円未満	34,490 33,910
D11		142,000円以上154,000 円未満	34,940 34,350
D12		154,000円以上169,000 円未満	38,720 38,070
D13		169,000円以上176,000 円未満	39,040 38,380
D14		176,000円以上199,000 円未満	40,260 39,580
D15		199,000円以上230,000 円未満	45,140 44,380
D16		230,000円以上268,000 円未満	46,670 45,880
D17		268,000円以上301,000 円未満	46,970 46,180
D18		301,000円以上320,000 円未満	47,200 46,400
D19		320,000円以上339,000 円未満	47,360 46,560
D20		339,000円以上	52,000 51,120

備考

- 1 この表の利用者負担額（月額）の欄に定める上段の数字は保育標準時間認定（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定により、保育必要量について、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）と認定するものをいう。以下同じ。）に係る利用者負担額の額とし、下段の数字は保育短時間認定（同項の規定により、保育必要量について、1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）と認定するものをいう。以下同じ。）に係る利用者負担額の額とする。
- 2 この表における階層区分の決定に当たっては、3号認定子どもと同一世帯に属して生計を一にしている父母およびそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の全てについて、それらの者の課税額の合計額により行うものとする。
- 3 この表において「市町村民税」とは地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）をいい、「所得割」とは

同法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）をいう。ただし、所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合は、その額を所得割の額から控除した額を所得割の額とし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8ならびに第314条の9ならびに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項および第5項、附則第7条の3第2項ならびに附則第45条の規定は適用しないものとする。

- 4 この表における「市町村民税非課税世帯」には、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者ならびに地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項（第2号に

係る部分に限る。)の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者および同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)を含むものとする。

5 この表において「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。ただし、均等割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合は、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を均等割の額とする。

6 この表における「所得割の額のない世帯」には、市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者ならびに地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により当該所得割が課されないこととなる者および同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により当該所得割が課されないこととなる者(当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)を含むものとする。

7 3号認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、それらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を計算するものとする。

8 3号認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)

をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額(その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を所得割の額から控除した額を所得割の額とする。

9 3号認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次の表に掲げる階層に決定されたときは、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる利用者負担額とする。ただし、D4階層は、当該決定に係る所得割の額が77,101円未満である場合に限る。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの(特定教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。)の世帯
- (2) 次に掲げる者(在宅のものに限る。)を有する世帯
  - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
  - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)の規定により療育手帳の交付を受けた者
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
  - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
  - オ 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者
- (3) 生活保護法に定める要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認めた世帯

階層区分	利用者負担額(月額)
C 1	円
	3,850
C 2	3,850
	4,490
C 3	4,490
	4,890
D 1	4,890
	5,400
D 2	5,400
	6,300
D 3	6,300
	6,480
D 4	6,480
	7,290
	7,290

備考 この表の利用者負担額(月額)の欄に定める上段の数字は保育標準時間認定に係る利用者負担額の額とし、

下段の数字は保育短時間認定に係る利用者負担額の額とする。

別表第2を別表第1とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3 延長保育料（第5条関係）

各月初日の入所児童の属する世帯	徴収金額 (1回につき)
被保護世帯等および当該年度分（4月分から8月分までにあつては、前年度分）の市町村民税非課税世帯（別表第1の備考の9の(1)から(3)までに掲げる世帯に限る。）	円 0
その他の世帯	200

備考

- この表において「市町村民税」とは、地方税法の規定による市町村民税をいう。
- この表における「市町村民税非課税世帯」には、別表第1の備考の4に規定する市町村民税を免除された者および市町村民税が課されないこととなる者を含むものとする。
- この表において「1回」とは、次に掲げる延長保育の利用をいう。
  - 午前7時から午前8時30分までの延長保育の利用
  - 午後4時30分から午後6時までの延長保育の利用
  - 午後6時から午後7時までの延長保育の利用
- 同一の月における延長保育に係る徴収金額が3,000円を超えることとなるときは、この表の規定にかかわらず、当該月の延長保育に係る徴収金額は、3,000円とする。

別表第3を別表第2とする。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和元年10月1日から施行する。  
（経過措置）
- 改正後の秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の規定は、令和元年10月分の利用者負担額の額から適用し、同年9月分までの利用者負担額の額については、なお従前の例による。

秋田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第16号

秋田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

秋田市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年秋田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

- 第2条中「第1条第1号」を「第1条の5第1号」に改める。
- 第3条の見出しを「（教育・保育給付認定の有効期間）」に改め、同条第2項第1号および第3項第1号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。
- 第4条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。
- 第8条を第10条とする。

第7条の表を次のように改める。

番号	左 欄	右 欄
(1)	施行規則第2条第1項	教育・保育給付認定申請書
(2)	法第20条第4項前段および第5項	教育・保育給付認定（不認定）通知書
(3)	法第20条第4項後段	教育・保育給付支給認定証
(4)	法第20条第6項ただし書	教育・保育給付認定処理見込期間通知書
(5)	施行規則第7条第1項第1号	利用者負担額通知書
(6)	施行規則第7条第1項第2号	副食費徴収免除通知書
(7)	施行規則第9条第1項	教育・保育給付認定現況届
(8)	施行規則第9条第4項（施行規則第7条第1項第1号に係る部分に限り、施行規則第11条第3項において準用する場合を含む。）および施行規則第13条第1項において準用する施行規則第7条第1項第1号	利用者負担額変更通知書
(9)	施行規則第9条第4項（施行規則第7条第1項第2号に係る部分に限り、施行規則第11条第3項において準用する場合を含む。）および施行規則第13条第1項において準用する施行規則第7条第1項第2号	副食費徴収免除変更通知書
(10)	施行規則第11条第1項	教育・保育給付認定変更認定申請書
(11)	法第23条第3項において準用する法第20条第4項前段および第5項	教育・保育給付認定変更認定（不認定）通知書
(12)	法第23条第3項において準用する法第20条第6項ただし書	教育・保育給付認定変更認定処理見込期間通知書
(13)	施行規則第12条第1項	教育・保育給付認定職権変更認定通知書
(14)	施行規則第14条第1項	教育・保育給付認定取消通知書
(15)	施行規則第15条第1項	教育・保育給付認定事項変更届
(16)	施行規則第16条第2項	教育・保育給付支給認定証再交付申請書
(17)	施行規則第28条の3第1項	施設等利用給付認定申請書
(18)	法第30条の5第3項および第4項	施設等利用給付認定（不認定）通知書

(19)	法第30条の5第5項ただし書	施設等利用給付認定処理見込期間通知書
(20)	施行規則第28条の6第1項	施設等利用給付認定現況届
(21)	施行規則第28条の8第1項	施設等利用給付認定変更認定申請書
(22)	法第30条の8第3項において準用する法第30条の5第3項および第4項	施設等利用給付認定変更認定（不認定）通知書
(23)	法第30条の8第3項において準用する法第30条の5第5項ただし書	施設等利用給付認定変更認定処理見込期間通知書
(24)	施行規則第28条の9	施設等利用給付認定職権変更認定通知書
(25)	施行規則第28条の11	施設等利用給付認定取消通知書
(26)	施行規則第28条の12第1項	施設等利用給付認定事項変更届
(27)	施行規則第28条の14第1項	企業主導型保育事業利用報告書
(28)	施行規則第28条の14第2項	企業主導型保育事業利用終了報告書
(29)	施行規則第28条の19第1項	施設等利用費請求書
(30)	施行規則第29条	特定教育・保育施設確認申請書
(31)	施行規則第31条	特定教育・保育施設確認変更申請書
(32)	第6条第2項	特定教育・保育施設確認（変更）結果通知書
(33)	施行規則第33条	特定教育・保育施設変更届
(34)	施行規則第34条	特定教育・保育施設利用定員減少届
(35)	法第36条	特定教育・保育施設確認辞退届
(36)	施行規則第39条	特定地域型保育事業者確認申請書
(37)	施行規則第40条	特定地域型保育事業者確認変更申請書
(38)	第7条第2項	特定地域型保育事業者確認（変更）結果通知書
(39)	施行規則第41条第1項	特定地域型保育事業者変更届
(40)	施行規則第41条第3項において準用する施行規則第34条	特定地域型保育事業利用定員減少届
(41)	法第48条	特定地域型保育事業者確認辞退届
(42)	施行規則第46条	特定教育・保育の提供に係る業務管理体制（変更）届
(43)	施行規則第53条の2	特定子ども・子育て支援施設等確認申請書

(44)	第8条	特定子ども・子育て支援施設等確認結果通知書
(45)	施行規則第53条の3第1項	特定子ども・子育て支援施設等変更届
(46)	法第58条の6第1項	特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届

第7条を第9条とし、第6条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（特定子ども・子育て支援施設等の確認の可否の通知）

第8条 市長は、施行規則第53条の2の規定により申請書が提出されたときは、特定子ども・子育て支援施設等の確認の可否を決定し、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（施設等利用給付認定の有効期間）

第5条 施行規則第28条の5第4号口の市町村が定める期間は、90日とする。

2 施行規則第28条の5第6号の規定により施行規則第1条の5第9号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市町村が定める期間は、次に掲げる期間のうちいずれか短い期間とする。

(1) 施設等利用給付認定保護者の育児休業終了予定日までの期間

(2) 育児休業に係る子ども以外の子どもが、小学校就学の始期に達するまでの期間

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

## 農 委 規 則

秋田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月30日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋  
秋田市農業委員会規則第1号

秋田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任等に関する規則（平成28年秋田市農業委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中(1)を削り、同項(2)を(1)とし、(3)を(2)とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令

秋田市訓令第2号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市職員服務規程および秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年9月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員服務規程および秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部を改正する訓令

(秋田市職員服務規程の一部改正)

第1条 秋田市職員服務規程(平成7年秋田市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時的任用職員又は」を削り、「法」という。)」の次に「第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員および法」を加える。

第3条第1項中「職員」の次に「(法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(同項第1号に掲げる職員に限る。))を除く。以下この条において同じ。))」を加える。

(秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程の一部改正)

第2条 秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程(平成12年秋田市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時又は」を削る。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

秋田市訓令第3号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和元年9月26日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程(昭和35年秋田市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

第11条子ども育成課長専決事項の項第2号を次のように改める。

(2) 教育・保育給付認定および施設等利用給付認定に関すること。

第11条子ども育成課長専決事項の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 施設等利用費の支給等に関すること。

附 則

この訓令は、令和元年10月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第92号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第112条の規定により準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年9月2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類  
平成31年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第93号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

令和元年9月2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
株式会社 りぼん	小規模多機能型居宅介護事業所りぼん	秋田市横森一丁目13番7号	令和元年9月1日	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
社会福祉法人北杜	認知症対応型通所介護あさひの杜	秋田市中通五丁目8番15号	令和元年9月1日	認知症対応型通所介護

秋田市告示第94号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

令和元年9月2日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
あさひ自動車株式会社	ケアセンターあさひ	秋田市牛島西一丁目1番11号	令和元年8月31日	訪問介護

秋田市告示第95号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定に基づく、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の名称変更の届出があり、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和元年9月3日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：歯科矯正に関する医療

指定番号	医療機関の名称		所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
11	ほどの矯正歯科クリニック	ほどの矯正デンタルケアクリニック	秋田市保戸野千代田町2番58号 2階	令和元年8月5日

秋田市告示第96号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和元年9月3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
南新町町内会

- 2 認可年月日  
平成12年9月13日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 渡 辺 博  
秋田市港北松野町1番21号  
変更後 谷 口 満州美  
秋田市港北松野町9番2号
- 4 変更年月日  
令和元年5月19日
- 5 変更の理由  
役員改選による

秋田市告示第97号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第7条の規定に基づき、行旅死亡人を取り扱ったので、同法第9条の規定により告示する。

令和元年9月4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 本籍、住所および氏名  
不詳
- 2 体格、性別、推定年齢、特徴等  
身長169センチメートルの男性。推定年齢30～50歳代。黒色Tシャツ、長袖赤色シャツ、長袖紫色チェックシャツ、ジーンズ、トランクス、靴下、ベルトおよび靴を着用。焼死の可能性が高い。
- 3 発見年月日  
令和元年7月11日
- 4 発見場所  
秋田市新屋町字三ツ小屋293番地2地内秋田新屋ウィンドファーム風車発電機第7発電所から西方約82.3メートルの地点の砂地
- 5 死亡年月日  
令和元年7月上旬頃（推定）
- 6 処置  
令和元年7月24日に遺体を引き取り、同日午後2時に秋田市斎場で火葬に付し、遺骨を保管
- 7 連絡先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室  
電話 018-888-5661

秋田市告示第98号

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年9月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成30年度および平成31年度介護保険料納入通知書

秋田市告示99号

次の介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年9月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成31年度分介護保険料督促状

秋田市告示第100号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和元年9月10日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
合資会社マンネットコミュニケーションズ	合資会社マンネットコミュニケーションズ	秋田市南通亀の町6番5号203	令和元年8月31日	特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

秋田市告示第101号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和元年9月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
  - (1) 放置されていた場所および台数
    - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 5台
    - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6台
    - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台
  - (2) 撤去し、保管した年月日  
令和元年8月2日から同月21日まで
  - (3) 返還を行う時間および場所
    - ア 時間 午前10時から午後7時まで
    - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）  
秋田市自転車等保管所
  - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
令和元年9月11日から令和2年3月11日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第102号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和元年9月11日

秋田市長 穂 積 志

Table with 4 columns: 医師氏名, 医療機関名, 診療科名, 担当する障害分野. Rows include 平野 悟 and 市川 大.

秋田市告示第103号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送

1 道路の区域変更の区間

Table with 6 columns: 道路の種類, 旧新, 路線名, 起終, 点, 総延長(メートル), 幅員(メートル). Rows for 市道.

2 区域変更の期日

令和元年9月24日

3 縦覧期間

令和元年9月20日から同年10月10日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

1 道路の区域変更および供用開始の区間

Table with 6 columns: 道路の種類, 旧新, 路線名, 起終, 点, 総延長(メートル), 幅員(メートル). Rows for 市道.

達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年9月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり

- 2 送達する書類

令和元年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第104号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年9月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名

秋田市港北松野町4番15号 レオパレス葵208号
CANCIO JULY NIEVERAS

- 2 送達すべき書類の名称

平成30年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

秋田市告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月19日

秋田市長 穂 積 志



新	小阿地 5 号線	秋田市御所野下堤三丁目48番19地先 秋田市御所野下堤三丁目48番25地先	278.3	6.0 ～ 6.0
---	----------	--	-------	-----------------

2 区域変更および供用開始の期日

令和元年 9 月 20 日

3 縦覧期間

令和元年 9 月 20 日から同年 10 月 10 日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

秋田市告示第107号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 70 条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により告示する。

令和元年 9 月 19 日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンターひろおもて秋田	秋田市広面字近藤堰越 17 番地 1	令和元年 9 月 15 日	訪問介護

秋田市告示第108号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年 9 月 20 日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 送達する書類  
国民健康保険税督促状
- 通知年度、賦課年度および期別別紙（省略）のとおり

秋田市告示第109号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 60 条第 1 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第 69 条の規定により告示する。

令和元年 9 月 25 日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名称	所在地	更新年月日
126	さくら薬局御野場店	秋田市仁井田新田二丁目 13 番 22 号	令和元年 10 月 1 日
127	赤井ごしょの薬局	秋田市御所野元町五丁目 3 番 4	令和元年 10 月 1 日

号	号	号	号
176	てらうち三千刈薬局	秋田市寺内字三千刈 86 番地 10	令和元年 10 月 1 日
180	東通いわま薬局	秋田市東通一丁目 5 番 16 号	令和元年 10 月 1 日

秋田市告示第110号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項および同条第 4 項において準用する同法第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和元年 9 月 26 日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
認知症対応型通所介護あさひの杜	秋田市中通五丁目 8 番 15 号	令和元年 9 月 1 日
小規模多機能型居宅介護事業所りぼん	秋田市横森一丁目 13 番 7 号	令和元年 9 月 1 日
ニチイケアセンターひろおもて秋田	秋田市広面字近藤堰越 17 番地 1	令和元年 9 月 15 日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
ケアセンターあさひ	秋田市牛島西一丁目 1 番 11 号	令和元年 8 月 31 日

秋田市告示第111号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条および第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和元年 9 月 26 日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
秋田こどもの心と発達クリニック	秋田市土崎港中央四丁目 10 番 18 号	令和元年 9 月 1 日
秋田センター歯科広幡歯科	秋田市中通六丁目 13 番 8 号	令和元年 6 月 1 日
御野場病院（歯科）	秋田市御野場二丁目 14 番	令和元年

	1号	8月1日
--	----	------

2 変更

事業所名称	変更事項（名称）	変 更 年月日
ほどの矯正デンタルケアクリニック	ほどの矯正歯科クリニック	令和元年 8月5日
	ほどの矯正デンタルケアクリニック	

3 廃止

事業所名称	所 在 地	廃 止 年月日
広幡歯科医院	秋田市南通築地2番14号	令和元年 5月31日
雄和さくらクリニック	秋田市雄和新波字竹ノ花42番地1	令和元年 8月31日
土田小児科医院	秋田市東通六丁目14番30号	令和元年 9月1日

秋田市告示第112号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定および変更したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年9月26日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
川上 真吾	(出張専業)	(出張専業)	令和元年 9月1日

2 変更

氏 名	変更事項（施術所）		変 更 年月日
	施術所の名称	施 術 所 の所在地	
上野 仁	旧 ころも治療院秋田	秋田市東通仲町5番31号 1F	令和元年 8月1日
	新 ころも鍼灸・整骨院	大仙市花館字安本14番地1	
佐々木伸子	旧 訪問マッサージちあふる	秋田市東通一丁目17番2号	令和元年 8月1日
	新 ころも治療院秋田	秋田市東通仲町5番31号 1F	

秋田市告示第113号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等を次のとおり確認したので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和元年9月26日

秋田市長 穂 積 志

1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称および所在地、子ども・子育て支援施設等の種類ならびに特定子ども・子育て支援施設等である預かり保育事業にあっては子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の18第3項を満たしているか否かの別

別紙のとおり

2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等を確認した年月日  
令和元年10月1日

特定子ども・子育て支援施設等一覧（幼稚園・認定こども園）

提供者の名称	施設又は事業所の名称	施設又は事業所の所在地	施設等の種類	基準の適合（注）
国	秋田大学教育文化学部附属幼稚園	保戸野原の町14番32号	幼稚園	—
学校法人秋田カトリック学園	土崎カトリックこども園	土崎港南三丁目13番35号	預かり保育事業	適合
学校法人秋田キリスト教学園	秋田幼稚園	高陽青柳町13番31号	預かり保育事業、一時預かり事業	適合
学校法人秋田市旭川幼稚園	あさひかわこども園	泉東町8番56号	預かり保育事業、一時預かり事業	適合
社会福祉法人秋田中央福祉会	あきた中央こども園	保戸野千代田町1番10号	預かり保育事業、一時預かり事業	適合
社会福祉法人いずみ会	ウェルビューいずみこども園	泉菅野二丁目17番27号	預かり保育事業、一時預かり事業	適合
学校法人伊藤学園	秋田東幼稚園	東通三丁目5番1号	幼稚園、預かり保育事業	適合

提供者の名称	施設又は事業所の名称	施設又は事業所の所在地	施設等の種類	基準の適合(注)
学校法人伊東学園	けやき平こども園	飯島字前田表248番地	預かり保育事業	適合
学校法人加賀谷学園	飯島幼稚園	飯島鼠田三丁目2番75号	幼稚園、預かり保育事業、認可外保育施設	適合
学校法人加賀谷学園	将軍野幼稚園	将軍野青山町11番18号	幼稚園、預かり保育事業、認可外保育施設	適合
学校法人加賀谷学園	手形山幼稚園	手形山東町1番37号	幼稚園、預かり保育事業、認可外保育施設	適合
社会福祉法人風の遊育舎	こども園あきた風の遊育舎	土崎港西三丁目8番28号	預かり保育事業、一時預かり事業	適合
社会福祉法人風の遊育舎	こども園こうほく風の遊育舎	土崎港北六丁目1番33号	預かり保育事業、一時預かり事業	適合
学校法人加藤学園	認定こども園土崎幼稚園	土崎港中央四丁目5番42号	預かり保育事業	適合
学校法人見真学園	こまどり幼稚園・保育園	横森五丁目1番29号	預かり保育事業、一時預かり事業	適合
学校法人港北学園	港北幼稚園	土崎港北三丁目1番20号	預かり保育事業	適合
社会福祉法人山栄会	認定こども園サン・パティオこども園	大町一丁目2番7号	預かり保育事業、一時預かり事業	適合
学校法人山王学園	認定こども園御所野幼稚園	御所野元町五丁目1番2号	預かり保育事業	適合
学校法人山王学園	認定こども園山王幼稚園・保育園	山王中園町4番15号	預かり保育事業、一時預かり事業	適合
学校法人児童福音学園	認定こども園ルーテル愛児幼稚園	新屋表町8番19号	預かり保育事業	適合
学校法人聖公会聖ミカエル学園	聖使幼稚園	保戸野中町6番36号	預かり保育事業、一時預かり事業	適合
学校法人聖霊学園	聖霊女子短期大学附属幼稚園・保育園	南通みその町5番3号	預かり保育事業、一時預かり事業	適合
学校法人外旭川学園	幼保連携型認定こども園外旭川わんわんこども園	外旭川字梶ノ目534番地	預かり保育事業、一時預かり事業	適合
学校法人高清水幼稚園育栄会	高清水幼稚園	将軍野南一丁目1番20号	預かり保育事業	適合
公益財団法人鉄道弘済会	公益財団法人鉄道弘済会秋田認定こども園	手形休下町3番4号	預かり保育事業、一時預かり事業	適合
学校法人東林学園	和田幼稚園	河辺和田字和田144番地1	預かり保育事業、一時預かり事業	適合
社会福祉法人檜山保育園	ならやま認定こども園	南通宮田16番30号	預かり保育事業、一時預かり事業	適合
学校法人仁井田幼稚園	幼保連携型認定こども園にいだこども園	仁井田本町三丁目5番48号	預かり保育事業	適合
学校法人ノースアジア大学	ノースアジア大学附属さくら幼稚園	下北手桜字新桜谷地2番地	幼稚園、預かり保育事業	適合
学校法人ノースアジア大学	幼保連携型認定こども園ノースアジア大学附属のびのびこども園	茨島四丁目1番20号	預かり保育事業	適合
学校法人バプテスト学園	認定こども園ひかり幼稚園	泉中央三丁目2番1号	預かり保育事業	適合
学校法人聖園学園	幼保連携型認定こども園聖園学園短期大学附属聖園幼稚園	保戸野すわ町1番58号	預かり保育事業	適合
学校法人峰本学園	秋田太陽幼稚園・ベビー園	大住三丁目3番41号	預かり保育事業、一時預かり事業	適合

提供者の名称	施設又は事業所の名称	施設又は事業所の所在地	施設等の種類	基準の適合(注)
社会福祉法人雄仁会	あおぞら幼保連携型認定こども園	仁井田字仲谷地284番地	預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業	適合
社会福祉法人雄仁会	幼保連携型認定こども園あおぞらなないろ園	四ツ小屋字中野258番地	預かり保育事業、一時預かり事業	適合
学校法人横山学園	新屋幼稚園	新屋扇町4番27号	幼稚園、預かり保育事業、一時預かり事業	適合
学校法人四ツ小屋幼稚園	幼保連携型認定こども園四ツ小屋	四ツ小屋字城下当場2番地4	預かり保育事業、一時預かり事業	適合
学校法人わかば学園	わかば幼稚園	山王三丁目1番24号	幼稚園、預かり保育事業	適合
学校法人和洋学園	幼保連携型認定こども園勝平幼稚園ひよこ保育園	新屋松美ガ丘東町9番23号	預かり保育事業、一時預かり事業	適合

(注) 特定子ども・子育て支援施設等の預かり事業において子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項(1日あたり8時間以上、かつ、1年あたり200日以上の実施)の基準の適合の可否

秋田市告示第114号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和元年9月26日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名称	所在地	開設者名	指定年月日
227	調剤薬局 ツルハドラッグ秋田南通店	秋田市南通築地3番5号	株式会社ツルハ代表取締役社長 鶴羽 順	令和元年 10月1日

秋田市告示第115号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等を次のとおり確認したので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和元年9月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称および所在地ならびに子ども・子育て支援施設等の種類別紙のとおり
- 2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等を確認した年月日  
令和元年10月1日

特定子ども・子育て支援施設等一覧(認可保育所・小規模保育事業・事業所内保育事業・認可外保育施設等)

提供者の名称	施設又は事業所の名称	施設又は事業所の所在地	施設等の種類
NPO法人秋田育さぼドリームエンジェル	ドリームプラスハート	雄和田草川字太田38番地1	認可外保育施設、一時預かり事業
社会福祉法人秋田県母子寡婦福祉連合会	あきた保育園	南通築地2番6号	一時預かり事業、病児保育事業
社会福祉法人秋田県母子寡婦福祉連合会	かわぐち保育園	檜山登町10番50号	一時預かり事業
秋田市	寺内保育所	寺内油田二丁目5番1号	一時預かり事業
秋田市	岩見三内保育所	河辺三内字外川原115番地	一時預かり事業
秋田市	新波保育所	雄和神々村字陳笠262番地	一時預かり事業
秋田市	川添保育所	雄和椿川字長者屋敷33番地	一時預かり事業
秋田市	雄和中央保育所	雄和種沢字戸草沢105番地	一時預かり事業
秋田市	河辺保育所	河辺北野田高屋字上前田表68番地1	一時預かり事業

提供者の名称	施設又は事業所の名称	施設又は事業所の所在地	施設等の種類
秋田市	子ども未来部子ども未来センター	東通仲町4番1号	子育て援助活動支援事業
秋田市	金足西幼稚園	金足大清水字大清水台1番地4	一時預かり事業
秋田市	上新城幼稚園	上新城五十丁字大村屋敷22番地	一時預かり事業
秋田市	太平幼稚園	太平目長崎字上目長崎144番地	一時預かり事業
社会福祉法人秋田聖徳会	秋田聖徳会第一ルンビニ園	旭南一丁目5番10号	一時預かり事業
社会福祉法人秋田聖徳会	秋田聖徳会第二ルンビニ園	川元小川町1番53号	一時預かり事業
社会福祉法人秋田聖徳会	秋田聖徳会牛島ルンビニ園	牛島東四丁目7番48号	一時預かり事業
秋田大学医学部附属病院	千秋保育園	広面字連沼44番地2	認可外保育施設
秋田大学医学部附属病院	ことりのおへや	広面字連沼44番地2	病児保育事業
社会福祉法人秋田東福祉会	ひがし保育園	手形字扇田18番地1	一時預かり事業
社会福祉法人秋田婦人ホーム	城南園	榎山古川新町41番2号	一時預かり事業
社会福祉法人秋田南福祉会	みどり保育園	榎山南中町1番32号	一時預かり事業
秋田ヤクルト販売株式会社	秋田ヤクルト泉センター託児所	泉中央一丁目4番7号	認可外保育施設
秋田ヤクルト販売株式会社	秋田ヤクルト東通センター託児所	東通観音前13番39号	認可外保育施設
秋田ライフライン株式会社	シエルアンジュ園	土崎港中央五丁目4番8号	一時預かり事業
秋田ライフライン株式会社	シエル2号館	東通仲町21番14号	一時預かり事業
社会福祉法人新屋厚生会	日新保育園	新屋町字関町後77番3号	一時預かり事業
社会福祉法人新屋厚生会	勝平保育園	新屋松美ガ丘南町16番13号	一時預かり事業
伊藤 澄香	キッズライン	横森二丁目5番25号	認可外保育施設
株式会社いわま薬局	ビーンズ保育園	保戸野八丁2番9号	病児保育事業
医療法人連忠会	あおぞら保育園	土崎港中央五丁目9番4号	認可外保育施設
株式会社L B K	愛美保育園	東通七丁目4番11号	一時預かり事業
社会福祉法人大空会	上北手保育園	上北手猿田字苗代沢87番地6	一時預かり事業
社会福祉法人大野保育園	大野保育園	仁井田字西潟敷11番地	一時預かり事業
有限会社大町子供の家	大町子供の家	大町五丁目7番38号	認可外保育施設
梶原 美智子	どんぐりホーム	山王二丁目11番15号	認可外保育施設

提供者の名称	施設又は事業所の名称	施設又は事業所の所在地	施設等の種類
鎌田 信子	保育園すいーとまむ	飯島道東二丁目1番10号	認可外保育施設
菊池 隆	愛護保育センター	広面字樋ノ沖44番地2	認可外保育施設
医療法人久幸会	今村病院院内保育所わんぱく保育室	下新城中野字琵琶沼124番地1	認可外保育施設、一時預かり事業
社会福祉法人協和会	はねかわ保育所	下浜羽川字下山48番地105	一時預かり事業
清三屋商事株式会社	ゆめの樹保育園	山王四丁目4番14号 教育会館1階	一時預かり事業
株式会社きららホールディングス	きらら保育園かんとう通り	大町二丁目5番1号	一時預かり事業
熊谷 武	ちびっこランド秋田みなと園	土崎港西三丁目8番14号	認可外保育施設、一時預かり事業
社会福祉法人グリーンローズ	グリーンローズ保育園	新屋表町8番19号	一時預かり事業
社会福祉法人グリーンローズ	グリーンローズてがた保育園	手形休下町1番33号	一時預かり事業
有限会社くれよんハウス・コーポレーション	くれよんハウス	保戸野千代田町10番41号	一時預かり事業
社会福祉法人こばと保育園	こばと保育園	広面字釣瓶町71番地4	一時預かり事業
社会福祉法人こばと保育園	みつば保育園	保戸野八丁2番20号	一時預かり事業
社会福祉法人こひつじ会	こひつじ保育園	広面字近藤堰添46番地4	一時預かり事業
合同会社さくらんぼ保育園	さくらんぼ保育園	外旭川字前谷地53番地1	一時預かり事業
合同会社サニープレイスカンパニー	ホームナーサリーふちば	牛島西三丁目15番18-2号	認可外保育施設、一時預かり事業
社会福祉法人さわらび会	秋田駅東保育園	東通三丁目6番8号	一時預かり事業
社会福祉法人山王平成会	ごしょの保育園	御所野地蔵田二丁目9番6号	一時預かり事業
社会福祉法人山王平成会	かわしり保育園	山王臨海町4番15号	一時預かり事業
株式会社JAWA秋田	きらきら保育園秋田駅前	中通四丁目17番15号	一時預かり事業
社会福祉法人白百合保育園	白百合保育園	八橋鯉沼町5番6号	一時預かり事業
社会福祉法人白百合保育園	白百合いずみ保育園	泉中央五丁目6番1号	一時預かり事業
地方独立行政法人市立秋田総合病院	院内保育園こどもの国	川元山下町7番10号	認可外保育施設、一時預かり事業
地方独立行政法人市立秋田総合病院	病児保育園あすなろ	川元山下町7番10号	病児保育事業
一般社団法人千秋矢留会	やどめ保育園	千秋矢留町2番8号	一時預かり事業
社会福祉法人太東会	さくら保育園	桜二丁目13番27号	一時預かり事業
社会福祉法人太東会	あさひ保育園	手形字山崎92番地18	一時預かり事業

提供者の名称	施設又は事業所の名称	施設又は事業所の所在地	施設等の種類
社会福祉法人太東会	ほどの保育園	保戸野鉄砲町 5 番60号	一時預かり事業
田澤 崇	もりのらくえん	桜三丁目 9 番 3 号	一時預かり事業
株式会社TEAM CNA LIFE	し～な保育園	八橋南一丁目 1 番 3 号	一時預かり事業
合同会社CHERISH	チェリッシュ保育園	茨島四丁目 3 番36号	一時預かり事業
社会福祉法人はなづな	南通りすこやか保育園	中通五丁目10番14号	一時預かり事業
社会福祉法人はなづな	こぐま保育園	泉菅野二丁目 9 番11号	一時預かり事業
社会福祉法人はなづな	こどものいえ保育園	外旭川字三後田172番地	一時預かり事業
株式会社プレステージ・インターナショナル	オレンジリー秋田 第 2 保育園	新屋島木町 1 番172号	一時預かり事業
保坂 博人	保育所ちびっこランドにいだ園	仁井田二ツ屋一丁目 3 番47号 セジュール SHIRO 1 階	認可外保育施設、一時預かり事業
有限会社又井学園	カナリヤ保育園	千秋北の丸 5 番64号	認可外保育施設
松橋 志保	～こどもの園～ここにわ	河辺高岡字川原田53番地	認可外保育施設、一時預かり事業
社会福祉法人霽標会	かんば保育園	牛島西一丁目 7 番42号	一時預かり事業
社会医療法人明和会	明和会院内こども園	南通みその町 3 番15号	認可外保育施設
社会医療法人明和会	中通総合病院病児保育室	南通みその町 3 番15号	病児保育事業
社会福祉法人友睦会	やまぼと保育園	新屋寿町 8 番69号	一時預かり事業
社会福祉法人翼友会	ふじ保育園	飯島飯田一丁目12番40号	一時預かり事業
社会福祉法人翼友会	ナーサリー土崎	土崎港中央六丁目10番 6 号	一時預かり事業
社会福祉法人翼友会	ナーサリーふじ	飯島西袋一丁目 1 番 3 号	一時預かり事業、病児保育事業
学校法人横山学園	あらやほいくえん	新屋扇町 4 番27号	一時預かり事業
社会福祉法人若駒会	わかこま第一保育園	山王二丁目 1 番21号	一時預かり事業
社会福祉法人若駒会	わかこま第二保育園	山王六丁目 7 番26号	一時預かり事業
若狭 春奈	キッズライン	土崎港北二丁目17番72号 201	認可外保育施設、一時預かり事業

秋田市告示第116号

令和元年 9 月26日の「令和元年 9 月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和元年 9 月27日

秋田市長 穂 積 志

令和元年度秋田市一般会計補正予算（第 3 号）

令和元年度秋田市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ404,420千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136,469,971千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算

補正」による。  
(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」

による。

(市債の補正)

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方特例交付金		千円 483,660	千円 35,686	千円 519,346
	2 子ども・子育て支援臨時交付金	208,913	35,686	244,599
16 国庫支出金		22,878,232	131,982	23,010,214
	1 国庫負担金	18,205,761	99,118	18,304,879
	2 国庫補助金	4,593,783	32,864	4,626,647
17 県支出金		9,218,886	50,758	9,269,644
	1 県負担金	5,906,117	47,443	5,953,560
	2 県補助金	2,656,848	3,315	2,660,163
19 寄附金		201,553	1,500	203,053
	1 寄附金	201,553	1,500	203,053
21 繰越金		818,907	77,494	896,401
	1 繰越金	818,907	77,494	896,401
22 市債		13,545,600	107,000	13,652,600
	1 市債	13,545,600	107,000	13,652,600
歳 入 合 計		136,065,551	404,420	136,469,971

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 17,733,640	千円 115,592	千円 17,849,232
	1 総務管理費	15,661,594	107,729	15,769,323
	2 徴税费	1,056,131	7,863	1,063,994
3 民生費		50,935,890	55,942	50,991,832
	2 児童福祉費	18,475,590	55,942	18,531,532
4 衛生費		9,317,905	64,409	9,382,314



	2 保健所費	1,668,233	64,409	1,732,642
6 農林水産業費		2,914,238	3,296	2,917,534
	1 農業費	2,120,351	3,296	2,123,647
7 商工費		9,565,327	7,500	9,572,827
	1 商工費	9,565,327	7,500	9,572,827
8 土木費		14,674,519	12,500	14,687,019
	1 土木管理費	313,790	1,000	314,790
	7 住宅費	689,787	11,500	701,287
10 教育費		11,180,198	145,181	11,325,379
	2 小学校費	2,983,303	325	2,983,628
	3 中学校費	1,409,872	175	1,410,047
	5 幼稚園費	374,273	143,681	517,954
	6 社会教育費	1,943,572	1,000	1,944,572
歳 出 合 計		136,065,551	404,420	136,469,971

第2表 債務負担行為補正  
(追加)

事 項	期 間	限 度 額
行政手続案内システム構築事業	令和元年度 ） 令和2年度	千円 8,748
雄和学校給食センター調理業務委託経費	令和元年度 ） 令和2年度	18,298

(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
小学校共同調理場調理業務委託経費 (令和元年度設定)	令和元年度 ） 令和2年度	千円 234	令和元年度 ） 令和2年度	千円 17,577

第3表 市債補正

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
総務費	千円 2,737,300	千円 107,000	千円 2,844,300			
計	13,545,600	107,000	13,652,600			

令和元年度秋田市学校給食費会計補正予算（第1号）  
令和元年度秋田市の学校給食費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）  
第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
学校給食物資安定供給業務委託経費	令和元年度 ） 令和4年度	千円 3,823,122

秋田市告示第117号

令和元年9月26日の「令和元年9月秋田市議会定例会」におい

て認定を経た決算およびその要領は、別紙のとおりである。  
令和元年9月27日

秋田市長 穂 積 志

平成30年度秋田市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出  
収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	円 7,608,570,000	円 49,018,000	円 -	円 7,657,588,000	円 7,636,468,959	円 △ 21,119,041	
第1項 営業収益	6,940,151,000	13,824,000	-	6,953,975,000	6,952,940,928	△ 1,034,072	（うち、消費税及び地方消費税相当分 507,590,775円）
第2項 営業外収益	668,417,000	△ 18,505,000	-	649,912,000	645,196,606	△ 4,715,394	（ ” 1,908,833円）
第3項 特別利益	2,000	53,699,000	-	53,701,000	38,331,425	△ 15,369,575	

支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備 考	
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費支出額	流 用 増 減 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額					
第1款 水道事業費用	円 6,946,353,000	円 △ 196,796,000	円 -	円 -	円 -	円 6,749,557,000	円 33,894,000	円 6,783,451,000	円 6,542,147,024	円 16,649,000	円 224,654,976	
第1項 営業費用	6,387,899,000	△ 189,581,000	-	-	-	6,198,318,000	33,894,000	6,232,212,000	6,026,590,178	16,649,000	188,972,822	（うち、消費税及び地方消費税相当分 186,480,407円）
第2項 営業外費用	540,459,000	6,424,000	-	-	-	546,883,000	-	546,883,000	514,805,122	-	32,077,878	

第3項 特別損失	16,195,000	△ 13,639,000	-	-	-	2,556,000	-	2,556,000	751,724	-	1,804,276	(うち、消費税及び地方消費税相当分 14,223円)
第4項 予備費	1,800,000	-	-	-	-	1,800,000	-	1,800,000	-	-	1,800,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	円 1,721,710,000	円 △ 77,868,000	円 1,643,842,000	円 83,596,000	円 -	円 1,727,438,000	円 1,609,801,298	円 △ 117,636,702	
第1項 企業債	1,131,400,000	△ 42,500,000	1,088,900,000	64,600,000	-	1,153,500,000	1,083,400,000	△ 70,100,000	翌年度繰越額 70,100,000円
第2項 出資金	127,013,000	4,400,000	131,413,000	-	-	131,413,000	106,013,000	△ 25,400,000	" 25,400,000円
第3項 補助金	151,750,000	△ 9,000,000	142,750,000	18,996,000	-	161,746,000	144,156,000	△ 17,590,000	" 14,000,000円
第4項 固定資産 売却代金	1,000	13,889,000	13,890,000	-	-	13,890,000	819,913	△ 13,070,087	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 2,560円)
第5項 負担金及び 寄附金	311,546,000	△ 44,657,000	266,889,000	-	-	266,889,000	275,412,385	8,523,385	( " 16,540,800円 ) 翌年度繰越額 10,339,000円

支 出

区 分	予 算 額						決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考	
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額		合 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額	継続費通 次繰越額			合 計
第1款 資本的支出	円 4,516,702,000	円 △ 331,297,000	円 -	円 4,185,405,000	円 221,105,000	円 -	円 4,406,510,000	円 4,115,763,691	円 173,424,000	円 -	円 173,424,000	円 117,322,309	
第1項 建設 改良費	3,085,087,000	△ 343,233,000	-	2,741,854,000	221,105,000	-	2,962,959,000	2,672,217,669	173,424,000	-	173,424,000	117,317,331	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 186,453,681円)
第2項 企業債 償還金	1,431,615,000	-	-	1,431,615,000	-	-	1,431,615,000	1,431,610,689	-	-	-	4,311	
第3項 国庫補助金 返還金	-	11,936,000	-	11,936,000	-	-	11,936,000	11,935,333	-	-	-	667	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,505,962,393円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額169,319,537円、減債積立金645,228,810円及び過年度分損益勘定留保資金1,691,414,046円で補てんした。

平成30年度秋田市水道事業損益計算書  
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

	円	円	円
1 営 業 収 益			
(1) 給 水 収 益	6,184,726,498		
(2) 受 託 工 事 収 益	91,604,105		
(3) そ の 他 営 業 収 益	169,019,550	6,445,350,153	
2 営 業 費 用			
(1) 原 水 及 び 浄 水 費	1,030,854,892		
(2) 配 水 費	892,638,989		
(3) 給 水 費	498,693,982		
(4) 受 託 工 事 費	124,351,636		
(5) 業 務 費	329,218,071		

(6) 総 係 費	338,850,580		
(7) 減 価 償 却 費	2,469,525,172		
(8) 資 産 減 耗 費	155,976,449	5,840,109,771	
営 業 利 益			605,240,382
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,279,549		
(2) 他 会 計 補 助 金	28,518,000		
(3) 長 期 前 受 金 戻 入	572,068,962		
(4) 雑 収 益	41,421,340	643,287,851	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	367,453,174		
(2) 雑 支 出	1,205,662	368,658,836	274,629,015
経 常 利 益			879,869,397
5 特 別 利 益			
(1) 固 定 資 産 売 却 益	504,425		
(2) そ の 他 特 別 利 益	37,827,000	38,331,425	
6 特 別 損 失			
(1) 固 定 資 産 売 却 損	290,500		
(2) 過 年 度 損 益 修 正 損	447,001	737,501	37,593,924
当 年 度 純 利 益			917,463,321
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			0
そ の 他 未 処 分 利 益 剰 余 金			645,228,810
変 動 額			
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			1,562,692,131

平成30年度秋田市水道事業剰余金計算書  
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

	剰 余 金											資本合計
	資本金	資 本 剰 余 金					利 益 剰 余 金					
		受贈財産 評価額	補助金	寄附金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	建設改良 積立金	減 債 積立金	未 処 分 利益剰余金	利益剰余金 合計		
前 年 度 末 残 高	円 20,648,376,321	円 5,058,517,493	円 295,420,304	円 2,297,129,954	円 17,048,896	円 7,668,116,647	円 1,433,433,418	円 -	円 1,959,805,353	円 3,393,238,771	円 31,709,731,739	
前 年 度 処 分 額	668,576,543	-	-	-	-	-	646,000,000	645,228,810	△1,959,805,353	△668,576,543	0	
秋田市水道事業等の設置に 関する条例第5条に よる処分額	668,576,543	-	-	-	-	-	646,000,000	645,228,810	△1,959,805,353	△668,576,543	0	
資本金への組入	668,576,543	-	-	-	-	-	-	-	△668,576,543	△668,576,543	0	
減債積立金の積立	-	-	-	-	-	-	-	645,228,810	△645,228,810	0	0	
建設改良積立金の積立	-	-	-	-	-	-	646,000,000	-	△646,000,000	0	0	
処 分 後 残 高	円 21,316,952,864	円 5,058,517,493	円 295,420,304	円 2,297,129,954	円 17,048,896	円 7,668,116,647	円 2,079,433,418	円 645,228,810	(繰越利益剰余金) 0	円 2,724,662,228	円 31,709,731,739	
当 年 度 変 動 額	106,013,000	-	-	-	-	-	-	△645,228,810	1,562,692,131	917,463,321	1,023,476,321	
減債積立金の取崩	-	-	-	-	-	-	-	△645,228,810	645,228,810	0	0	
他会計繰入金の受入	106,013,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	106,013,000	
当 年 度 純 利 益	-	-	-	-	-	-	-	-	917,463,321	917,463,321	917,463,321	
当 年 度 末 残 高	円 21,422,965,864	円 5,058,517,493	円 295,420,304	円 2,297,129,954	円 17,048,896	円 7,668,116,647	円 2,079,433,418	円 0	(当年度純利益剰余金) 1,562,692,131	円 3,642,125,549	円 32,733,208,060	

平成30年度秋田市水道事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当 年 度 末 残 高	21,422,965,864 <sup>円</sup>	7,668,116,647 <sup>円</sup>	1,562,692,131 <sup>円</sup>
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処分額	645,228,810	-	△1,562,692,131
資 本 金 へ の 組 入	645,228,810	-	△645,228,810
減 債 積 立 金 の 積 立	-	-	△458,463,321
建 設 改 良 積 立 金 の 積 立	-	-	△459,000,000
処 分 後 残 高	22,068,194,674	7,668,116,647	(繰越利益剰余金) 0

平成30年度秋田市水道事業貸借対照表  
(平成31年3月31日)

	資 産 の 部		
	円	円	円
<b>1 固 定 資 産</b>			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		2,030,562,653	
ロ 建 物	4,460,341,947		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△2,577,669,402</u>	1,882,672,545	
ハ 構 築 物	96,372,323,302		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△42,880,602,076</u>	53,491,721,226	
ニ 機 械 及 び 装 置	14,470,222,022		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△12,231,801,528</u>	2,238,420,494	
ホ 車 両 運 搬 具	94,953,292		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△79,262,078</u>	15,691,214	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	364,510,938		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△249,087,126</u>	115,423,812	
トリ ー ス 資 産	81,384,333		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△387,916</u>	80,996,417	
チ 建 設 仮 勘 定		94,862,270	
有 形 固 定 資 産 合 計			59,950,350,631
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 電 話 加 入 権		5,504,600	
ロ ダ ム 使 用 権		2,068,453,177	
ハ 専 用 橋 利 用 権		65,747,821	
ニ 施 設 利 用 権		<u>15,239,706</u>	
無 形 固 定 資 産 合 計			2,154,945,304
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
イ 出 資 金		<u>4,800,000</u>	
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			<u>4,800,000</u>
固 定 資 産 合 計			62,110,095,935
<b>2 流 動 資 産</b>			
(1) 現 金 ・ 預 金			11,807,312,395
(2) 未 収 金		978,917,296	
貸 倒 引 当 金		<u>△45,915,857</u>	933,001,439
(3) 貯 蔵 品			72,429,715
(4) 前 払 金			<u>24,500,000</u>
流 動 資 産 合 計			<u>12,837,243,549</u>
資 産 合 計			<u>74,947,339,484</u>

		負 債 の 部		
		円	円	円
3	固 定 負 債			
(1)	企 業 債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>22,511,130,550</u>		
	企 業 債 合 計		22,511,130,550	
(2)	リ ー ス 債 務		71,612,083	
(3)	引 当 金			
	イ 退職給付引当金	1,203,318,543		
	ロ 修繕引当金	<u>978,113,517</u>		
	引 当 金 合 計		<u>2,181,432,060</u>	
	固 定 負 債 合 計			24,764,174,693
4	流 動 負 債			
(1)	企 業 債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>1,443,269,831</u>		
	企 業 債 合 計		1,443,269,831	
(2)	リ ー ス 債 務		9,363,917	
(3)	未 払 金		1,283,040,769	
(4)	引 当 金			
	イ 賞与引当金	60,633,085		
	ロ 法定福利費引当金	<u>11,758,518</u>		
	引 当 金 合 計		72,391,603	
(5)	預 り 金		179,792,346	
(6)	そ の 他 流 動 負 債		<u>1,500,000</u>	
	流 動 負 債 合 計			2,989,358,466
5	繰 延 収 益			
	長 期 前 受 金		17,275,176,291	
	収 益 化 累 計 額		△2,814,578,026	
	繰 延 収 益 合 計			<u>14,460,598,265</u>
	負 債 合 計			<u>42,214,131,424</u>
		資 本 の 部		
6	資 本 金			21,422,965,864
7	剰 余 金			
(1)	資 本 剰 余 金			
	イ 受贈財産評価額	5,058,517,493		
	ロ 補助金	295,420,304		
	ハ 寄附金	2,297,129,954		
	ニ その他資本剰余金	<u>17,048,896</u>		
	資 本 剰 余 金 合 計		7,668,116,647	
(2)	利 益 剰 余 金			
	イ 建設改良積立金	2,079,433,418		
	ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>1,562,692,131</u>		
	利 益 剰 余 金 合 計		<u>3,642,125,549</u>	
	剰 余 金 合 計			<u>11,310,242,196</u>
	資 本 合 計			<u>32,733,208,060</u>
	負 債 資 本 合 計			<u>74,947,339,484</u>

平成30年度秋田市下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出  
収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 下水道事業収 益	円 10,922,166,000	円 △29,095,000	円 -	円 10,893,071,000	円 10,849,034,572	円 △44,036,428	
第1項 営業収益	7,570,370,000	△57,426,000	-	7,512,944,000	7,505,936,716	△7,007,284	(うち、消費税及び地方消費税相当分 396,948,059円)
第2項 営業外収益	3,351,794,000	28,330,000	-	3,380,124,000	3,343,095,618	△37,028,382	( " 163,935円)
第3項 特別利益	2,000	1,000	-	3,000	2,238	△762	( " 164円)

支 出

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計				
第1款 下水道事業 費 用	円 10,180,165,000	円 △333,888,000	円 -	円 -	円 -	円 9,846,277,000	円 -	円 9,846,277,000	円 9,614,482,374	円 -	円 231,794,626	
第1項 営業費用	8,806,787,000	△162,116,000	-	-	-	8,644,671,000	-	8,644,671,000	8,455,709,589	-	188,961,411	(うち、消費税及び地方消費税相当分 192,727,266円)
第2項 営業外 費 用	1,332,587,000	△161,045,000	-	-	-	1,171,542,000	-	1,171,542,000	1,132,368,195	-	39,173,805	
第3項 特別損失	38,241,000	△10,727,000	-	-	-	27,514,000	-	27,514,000	26,404,590	-	1,109,410	(うち、消費税及び地方消費税相当分 20,381円)
第4項 予 備 費	2,550,000	-	-	-	-	2,550,000	-	2,550,000	-	-	2,550,000	

(2) 資本的収入及び支出  
収 入

区 分	予 算 額						決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費繰越額に係る財源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	円 6,658,978,000	円 190,518,000	円 6,849,496,000	円 1,677,237,000	円 647,700,000	円 9,174,433,000	円 6,058,638,123	円 △3,115,794,877	
第1項 企 業 債	4,120,400,000	77,300,000	4,197,700,000	1,034,000,000	355,700,000	5,587,400,000	3,599,300,000	△1,988,100,000	翌年度繰越額 1,873,500,000円
第2項 出 資 金	888,619,000	852,000	889,471,000	-	-	889,471,000	889,471,000	0	
第3項 補 助 金	1,575,600,000	86,360,000	1,661,960,000	643,237,000	292,000,000	2,597,197,000	1,469,207,065	△1,127,989,935	翌年度繰越額 1,127,874,000円
第4項 負 担 金	74,358,000	15,037,000	89,395,000	-	-	89,395,000	89,454,476	59,476	" 7,870,000円
第5項 固 定 資 産 売 却 代 金	1,000	10,969,000	10,970,000	-	-	10,970,000	11,205,582	235,582	(うち、消費税及び地方消費税相当分 34,880円)

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継 続 費 通 次 繰越額	合 計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継 続 費 通 次 繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	10,908,円 030,000	121,円 778,000	円 -	11,029,円 808,000	1,957,円 486,000	746,円 000,000	13,733,円 294,000	10,353,円 268,853	1,792,円 651,000	1,450,円 000,000	3,242,円 651,000	137,円 374,147	
第1項 建設 改良費	5,290,円 949,000	110,円 027,000	-	5,400,円 976,000	1,957,円 486,000	746,円 000,000	8,104,円 462,000	4,724,円 441,054	1,792,円 651,000	1,450,円 000,000	3,242,円 651,000	137,円 369,946	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 330,864,577円)
第2項 企業 償還金	5,617,円 081,000	11,751,000	-	5,628,円 832,000	-	-	5,628,円 832,000	5,628,円 827,799	-	-	-	4,201	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,294,630,730円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額216,242,499円、減債積立金1,122,802,302円、過年度分損益勘定留保資金1,020,487,336円及び当年度分損益勘定留保資金1,935,098,593円で補てんした。

平成30年度秋田市下水道事業損益計算書  
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

	円	円	円
1 営 業 収 益			
(1) 下 水 道 使 用 料	4,972,294,657		
(2) 他 会 計 負 担 金	2,136,484,000		
(3) そ の 他 営 業 収 益	210,000	7,108,988,657	
2 営 業 費 用			
(1) 管 渠 費	374,144,241		
(2) ポ ン プ 場 費	290,441,898		
(3) 処 理 場 費	667,790,821		
(4) 流 域 下 水 道 費	958,204,457		
(5) 業 務 費	293,289,307		
(6) 総 係 費	260,821,598		
(7) 減 価 償 却 費	5,297,410,860		
(8) 資 産 減 耗 費	120,879,141	8,262,982,323	
営 業 損 失			1,153,993,666
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	454,146		
(2) 他 会 計 補 助 金	1,270,234,000		
(3) 補 助 金	640,000		
(4) 長 期 前 受 金 戻 入	2,067,026,356		
(5) 雑 収 益	4,577,381	3,342,931,883	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	1,039,021,781		
(2) 雑 支 出	105,224,602	1,144,246,383	2,198,685,500
経 常 利 益			1,044,691,834
5 特 別 利 益			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 益	2,074	2,074	
6 特 別 損 失			
(1) 固 定 資 産 売 却 損	26,012,775		
(2) 過 年 度 損 益 修 正 損	371,434	26,384,209	△26,382,135
当 年 度 純 利 益			1,018,309,699
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			0
そ の 他 未 処 分 利 益 剰 余 金			1,122,802,302
変 動 額			
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			2,141,112,001



平成30年度秋田市下水道事業剰余金計算書  
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

	剰 余 金									資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金				
		受贈財産 評価額	負 担 金	寄 附 金	補 助 金	資本剰余金 合 計	減 債 積 立 金	未 処 分 利益剰余金	利益剰余金 合 計	
前年度末残高	円 34,360,413,886	円 2,122,397,487	円 1,289,373,539	円 21,327	円 1,215,958,774	円 4,627,751,127	円 -	円 2,132,713,556	円 2,132,713,556	円 41,120,878,569
前年度処分額	1,009,911,254	-	-	-	-	-	1,122,802,302	△2,132,713,556	△1,009,911,254	0
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処 分	1,009,911,254	-	-	-	-	-	1,122,802,302	△2,132,713,556	△1,009,911,254	0
資本金への組入	1,009,911,254	-	-	-	-	-	-	△1,009,911,254	△1,009,911,254	0
減債積立金の積立	-	-	-	-	-	-	1,122,802,302	△1,122,802,302	0	0
処 分 後 残 高	円 35,370,325,140	円 2,122,397,487	円 1,289,373,539	円 21,327	円 1,215,958,774	円 4,627,751,127	円 1,122,802,302	円 (繰越利益剰余金) 0	円 1,122,802,302	円 41,120,878,569
当年度変動額	889,471,000	42,395,133	-	-	3,864,380	46,259,513	△1,122,802,302	2,141,112,001	1,018,309,699	1,954,040,212
減債積立金の取崩	-	-	-	-	-	-	△1,122,802,302	1,122,802,302	0	0
受贈財産の受入	-	42,395,133	-	-	-	42,395,133	-	-	-	42,395,133
補助金の受入	-	-	-	-	3,864,380	3,864,380	-	-	-	3,864,380
他会計繰入金の受入	889,471,000	-	-	-	-	-	-	-	-	889,471,000
当年度純利益	-	-	-	-	-	-	-	1,018,309,699	1,018,309,699	1,018,309,699
当年度末残高	円 36,259,796,140	円 2,164,792,620	円 1,289,373,539	円 21,327	円 1,219,823,154	円 4,674,010,640	円 0	円 (当年度未処分利益剰余金) 2,141,112,001	円 2,141,112,001	円 43,074,918,781

平成30年度秋田市下水道事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当 年 度 末 残 高	円 36,259,796,140	円 4,674,010,640	円 2,141,112,001
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処 分	1,122,802,302	-	△2,141,112,001
資本金への組入	1,122,802,302	-	△1,122,802,302
減債積立金の積立	-	-	△1,018,309,699
処 分 後 残 高	37,382,598,442	4,674,010,640	(繰越利益剰余金) 0

平成30年度秋田市下水道事業貸借対照表  
(平成31年3月31日)

	資 産 の 部		円	円
	円	円		
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 土 地			2,759,228,678	
ロ 建 物	4,648,941,985			
減価償却累計額	△2,038,880,378			2,610,061,607
ハ 構 築 物	201,473,906,363			
減価償却累計額	△60,456,514,669			141,017,391,694
ニ 機 械 及 び 装 置	23,468,381,286			
減価償却累計額	△14,472,131,702			8,996,249,584

ホ 車 両 運 搬 具	21,462,403		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△16,680,448</u>	4,781,955	
へ 工 具、器 具 及 び 備 品	28,136,635		
減 価 償 却 累 計 額	<u>△18,880,574</u>	9,256,061	
ト 建 設 仮 勘 定		<u>1,109,898,587</u>	
有 形 固 定 資 産 合 計			156,506,868,166
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 施 設 利 用 権		9,217,780,238	
ロ 電 話 加 入 権		<u>12,219,200</u>	
無 形 固 定 資 産 合 計			<u>9,229,999,438</u>
固 定 資 産 合 計			165,736,867,604
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 ・ 預 金			5,113,424,738
(2) 未 収 金		671,671,079	
貸 倒 引 当 金		<u>△58,800,248</u>	612,870,831
(3) 前 払 金			342,920,000
(4) そ の 他 流 動 資 産			<u>100,000</u>
流 動 資 産 合 計			<u>6,069,315,569</u>
資 産 合 計			<u>171,806,183,173</u>

※この他に次年度以降分割納付分として受益者負担金12,376,129円および分担金1,009,600円を予定している。

		負 債 の 部		
		円	円	円
3 固 定 負 債				
(1) 企 業 債				
イ 建 設 改 良 費 等 の 財 源 に 充 てる た め の 企 業 債		<u>63,000,832,019</u>		
企 業 債 合 計			63,000,832,019	
(2) 引 当 金				
イ 退 職 給 付 引 当 金		706,667,812		
ロ 修 繕 引 当 金		<u>1,016,774,000</u>		
引 当 金 合 計			<u>1,723,441,812</u>	
固 定 負 債 合 計				64,724,273,831
4 流 動 負 債				
(1) 企 業 債				
イ 建 設 改 良 費 等 の 財 源 に 充 てる た め の 企 業 債		<u>5,496,498,225</u>		
企 業 債 合 計			5,496,498,225	
(2) 未 払 金			1,839,539,718	
(3) 引 当 金				
イ 賞 与 引 当 金		36,098,816		
ロ 法 定 福 利 費 引 当 金		<u>7,061,414</u>		
引 当 金 合 計			43,160,230	
(4) そ の 他 流 動 負 債			<u>2,062,429</u>	
流 動 負 債 合 計				7,381,260,602
5 繰 延 収 益				
長 期 前 受 金			66,381,017,427	
収 益 化 累 計 額			<u>△9,755,287,468</u>	
繰 延 収 益 合 計				<u>56,625,729,959</u>
負 債 合 計				<u>128,731,264,392</u>
		資 本 の 部		
6 資 本 金				36,259,796,140
7 剰 余 金				

(1) 資 本 剩 余 金		
イ 受 贈 財 産 評 価 額	2,164,792,620	
ロ 負 担 金	1,289,373,539	
ハ 寄 附 金	21,327	
ニ 補 助 金	1,219,823,154	
資 本 剩 余 金 合 計		4,674,010,640
(2) 利 益 剩 余 金		
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剩 余 金	2,141,112,001	
利 益 剩 余 金 合 計		2,141,112,001
剩 余 金 合 計		6,815,122,641
資 本 合 計		43,074,918,781
負 債 資 本 合 計		171,806,183,173

平成30年度秋田市農業集落排水事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出  
収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に 係る財源充当額	合 計			
第1款 農業集落排水事業収益	円 740,356,000	円 △24,090,000	円 -	円 716,266,000	円 715,298,925	円 △967,075	
第1項 営業収益	132,143,000	1,305,000	-	133,448,000	132,571,250	△876,750	(うち、消費税及び地方消費税相当分 9,731,748円)
第2項 営業外収益	608,212,000	△25,395,000	-	582,817,000	582,727,675	△89,325	( " " ) 7,496円)
第3項 特別利益	1,000	-	-	1,000	-	△1,000	
第2款 個別排水処理事業収益	34,771,000	△3,428,000	-	31,343,000	31,235,314	△107,686	
第1項 営業収益	8,900,000	44,000	-	8,944,000	8,837,943	△106,057	(うち、消費税及び地方消費税相当分 653,205円)
第2項 営業外収益	25,869,000	△3,472,000	-	22,397,000	22,397,371	371	
第3項 特別利益	2,000	-	-	2,000	-	△2,000	
合 計	775,127,000	△27,518,000	-	747,609,000	746,534,239	△1,074,761	

支 出

区 分	予 算 額								決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合 計				
第1款 農業集落排水事業費用	739,597,000	円 △24,764,000	円 -	円 -	円 -	円 714,833,000	円 -	円 714,833,000	円 693,484,248	円 -	円 21,348,752	
第1項 営業費用	670,409,000	△24,296,000	-	-	-	646,113,000	-	646,113,000	625,810,941	-	20,302,059	(うち、消費税及び地方消費税相当分 12,820,538円)
第2項 営業外費用	68,638,000	△468,000	-	-	-	68,170,000	-	68,170,000	67,667,345	-	502,655	
第3項 特別損失	50,000	-	-	-	-	50,000	-	50,000	5,962	-	44,038	

第4項 予備費	500,000	-	-	-	-	500,000	-	500,000	-	-	500,000
第2款 個別排水処理事業費用	35,422,000	△3,660,000	-	-	-	31,762,000	-	31,762,000	30,679,789	-	1,082,211
第1項 営業費用	33,156,000	△3,516,000	-	-	-	29,640,000	-	29,640,000	28,659,321	-	980,679
第2項 営業外費用	2,164,000	△144,000	-	-	-	2,020,000	-	2,020,000	2,018,481	-	1,519
第3項 特別損失	2,000	-	-	-	-	2,000	-	2,000	1,987	-	13
第4項 予備費	100,000	-	-	-	-	100,000	-	100,000	-	-	100,000
合計	775,019,000	△28,424,000	-	-	-	746,595,000	-	746,595,000	724,164,037	-	22,430,963

(2) 資本的収入及び支出  
収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に比べ決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額	継続費通次繰越額に係る財源充当額	合 計			
第1款 農業集落排水事業資本的収入	円 161,748,000	円 △19,013,000	円 142,735,000	円 -	円 -	円 142,735,000	円 138,935,000	円 △3,800,000	
第1項 企業債	32,000,000	△4,400,000	27,600,000	-	-	27,600,000	23,800,000	△3,800,000	
第2項 出資金	88,172,000	△5,125,000	83,047,000	-	-	83,047,000	83,047,000	0	
第3項 補助金	32,000,000	△9,488,000	22,512,000	-	-	22,512,000	22,512,000	0	
第4項 基金繰入金	9,576,000	-	9,576,000	-	-	9,576,000	9,576,000	0	
第2款 個別排水処理事業資本的収入	25,717,000	△8,714,000	17,003,000	-	-	17,003,000	12,378,400	△4,624,600	
第1項 企業債	10,200,000	△10,200,000	0	-	-	0	-	0	
第2項 出資金	11,254,000	5,287,000	16,541,000	-	-	16,541,000	12,202,000	△4,339,000	
第3項 補助金	3,187,000	△3,187,000	0	-	-	0	-	0	
第4項 負担金	1,076,000	△614,000	462,000	-	-	462,000	176,400	△285,600	
合計	187,465,000	△27,727,000	159,738,000	-	-	159,738,000	151,313,400	△8,424,600	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			備 考	
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計		不用額
第1款 農業集落排水事業資本的支出	円 373,931,000	円 △18,996,000	円 -	円 354,935,000	円 -	円 -	円 354,935,000	円 351,416,324	円 -	円 -	円 -	円 3,518,676	
第1項 建設改良費	78,314,000	△19,013,000	-	59,301,000	-	-	59,301,000	55,783,225	-	-	-	3,517,775	(うち、消費税及び地方消費税相当分3,789,677円)

第2項 企業債還金	295,612,000	-	-	295,612,000	-	-	295,612,000	295,611,099	-	-	-	901
第3項 投資	5,000	17,000	-	22,000	-	-	22,000	22,000	-	-	-	0
第2款 個別排水処理事業資本的支出	32,236,000	△8,814,000	-	23,422,000	-	-	23,422,000	18,421,201	-	-	-	5,000,799
第1項 建設改良費	24,609,000	△8,814,000	-	15,795,000	-	-	15,795,000	10,794,896	-	-	-	5,000,104
												(うち、消費税及び地方消費税相当分196,963円)
第2項 企業債還金	7,627,000	-	-	7,627,000	-	-	7,627,000	7,626,305	-	-	-	695
合 計	406,167,000	△27,810,000	-	378,357,000	-	-	378,357,000	369,837,525	-	-	-	8,519,475

資本の収入額が資本の支出額に不足する額218,524,125円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,306,018円、減債積立金22,790,406円及び過年度分損益勘定留保資金193,427,701円で補てんした。

平成30年度秋田市農業集落排水事業損益計算書  
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

	円	円	円	円
<b>1 農業集落排水事業営業収益</b>				
(1) 農業集落排水施設使用料	121,908,502			
(2) 他会計負担金	931,000	122,839,502		
<b>2 個別排水処理事業営業収益</b>				
(1) 個別排水処理施設使用料	2,316,271			
(2) 特定地域生活排水処理施設使用料	5,868,467	8,184,738	131,024,240	
<b>3 農業集落排水事業営業費用</b>				
(1) 管渠費	34,570,386			
(2) 処理場費	124,221,220			
(3) 業務費	4,429,684			
(4) 総係費	15,339,731			
(5) 減価償却費	433,261,297			
(6) 資産減耗費	1,168,085	612,990,403		
<b>4 個別排水処理事業営業費用</b>				
(1) 個別排水処理施設浄化槽費	3,531,300			
(2) 個別排水処理施設業務費	99,630			
(3) 個別排水処理施設減価償却費	3,330,289			
(4) 特定地域生活排水処理施設浄化槽費	10,162,357			
(5) 特定地域生活排水処理施設業務費	288,007			
(6) 特定地域生活排水処理施設減価償却費	10,221,388	27,632,971	640,623,374	
<b>営業損失</b>				509,599,134
<b>5 農業集落排水事業営業外収益</b>				
(1) 受取利息及び配当金	280,626			
(2) 他会計補助金	349,405,000			
(3) 長期前受金戻入	232,926,848			
(4) 雑収益	107,870	582,720,344		
<b>6 個別排水処理事業営業外収益</b>				
(1) 個別排水処理施設他会計補助金	4,965,000			

(2) 個別排水処理施設 長期前受金戻入	276,104			
(3) 特定地域生活排水処理施設 他会計補助金	15,999,000			
(4) 特定地域生活排水処理施設 長期前受金戻入	<u>1,157,267</u>	<u>22,397,371</u>	605,117,715	
<b>7 農業集落排水事業営業外費用</b>				
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	63,062,345			
(2) 雑支出	<u>10,365,622</u>	73,427,967		
<b>8 個別排水処理事業営業外費用</b>				
(1) 個別排水処理施設 支払利息及び企業債取扱諸費	256,768			
(2) 特定地域生活排水処理施設 支払利息及び企業債取扱諸費	<u>1,761,713</u>	<u>2,018,481</u>	<u>75,446,448</u>	<u>529,671,267</u>
経常利益				20,072,133
<b>9 農業集落排水事業特別損失</b>				
(1) 過年度損益修正損	<u>5,962</u>	<u>5,962</u>	5,962	
<b>10 個別排水処理事業特別損失</b>				
(1) 特定地域生活排水処理施設 過年度損益修正損	<u>1,987</u>	<u>1,987</u>	<u>1,987</u>	<u>△7,949</u>
当年度純利益				20,064,184
前年度繰越利益剰余金				0
その他の未処分利益剰余金				<u>22,790,406</u>
変動額				<u>42,854,590</u>
当年度未処分利益剰余金				<u>42,854,590</u>

平成30年度秋田市農業集落排水事業剰余金計算書  
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

	資本金	剰余金						資本合計
		資本剰余金			利益剰余金			
		負担金	補助金	資本剰余金 合計	減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金 合計	
前年度末残高	円 2,783,628,140	円 3,560,414	円 219,083,940	円 222,644,354	円 -	円 55,167,445	円 55,167,445	円 3,061,439,939
前年度処分数額	32,377,039	-	-	-	22,790,406	△55,167,445	△32,377,039	0
秋田市水道事業等の設置等 に関する条例第5条による 処分	32,377,039	-	-	-	22,790,406	△55,167,445	△32,377,039	0
資本金への組入	32,377,039	-	-	-	-	△32,377,039	△32,377,039	0
減債積立金の積立	-	-	-	-	22,790,406	△22,790,406	0	0
処分後残高	2,816,005,179	3,560,414	219,083,940	222,644,354	22,790,406	(繰越利益剰余金) 0	22,790,406	3,061,439,939
当年度変動額	95,249,000	-	-	-	△22,790,406	42,854,590	20,064,184	115,313,184
減債積立金の取崩	-	-	-	-	△22,790,406	22,790,406	0	0
他会計繰入金の受入	95,249,000	-	-	-	-	-	-	95,249,000
当年度純利益	-	-	-	-	-	20,064,184	20,064,184	20,064,184
当年度末残高	2,911,254,179	3,560,414	219,083,940	222,644,354	0	(当年度末処分利益剰余金) 42,854,590	42,854,590	3,176,753,123

平成30年度秋田市農業集落排水事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当 年 度 末 残 高	2,911,254,179 <sup>円</sup>	222,644,354 <sup>円</sup>	42,854,590 <sup>円</sup>
秋田市水道事業等の設置等に 関する条例第5条による処分額	22,790,406	-	△42,854,590
資 本 金 へ の 組 入	22,790,406	-	△22,790,406
減 債 積 立 金 の 積 立	-	-	△20,064,184
処 分 後 残 高	2,934,044,585	222,644,354	(繰越利益剰余金) 0

平成30年度秋田市農業集落排水事業貸借対照表  
(平成31年3月31日)

	資 産 の 部		負 債 の 部	
	円	円	円	円
<b>1 固 定 資 産</b>				
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ 土 地		112,061,783		
ロ 建 物	2,187,191,808			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△560,017,945</u>	1,627,173,863		
ハ 構 築 物	11,178,622,636			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△2,569,292,948</u>	8,609,329,688		
ニ 機 械 及 び 装 置	2,625,714,438			
減 価 償 却 累 計 額	<u>△1,864,051,843</u>	761,662,595		
ホ 工 具、器 具 及 び 備 品		106,000		
ヘ 建 設 仮 勘 定		<u>13,759,068</u>		
有 形 固 定 資 産 合 計			11,124,092,997	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ 電 話 加 入 権		<u>4,176,000</u>		
無 形 固 定 資 産 合 計			4,176,000	
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産				
イ 基 金		<u>13,640,000</u>		
投 資 そ の 他 の 資 産 合 計			<u>13,640,000</u>	
固 定 資 産 合 計				11,141,908,997
<b>2 流 動 資 産</b>				
(1) 現 金 ・ 預 金			669,932,009	
(2) 未 収 金		41,136,094		
貸 倒 引 当 金		<u>△909,478</u>	<u>40,226,616</u>	
流 動 資 産 合 計				<u>710,158,625</u>
資 産 合 計				<u>11,852,067,622</u>

	負 債 の 部		資 産 の 部	
	円	円	円	円
<b>3 固 定 負 債</b>				
(1) 企 業 債				
イ 建 設 改 良 費 等 の 財 源 に 充 て る た め の 企 業 債		<u>3,158,752,022</u>		
企 業 債 合 計			3,158,752,022	
(2) 引 当 金				
イ 退 職 給 付 引 当 金		41,125,735		

ロ 修 繕 引 当 金	16,000,000		
引 当 金 合 計		57,125,735	
固 定 負 債 合 計			3,215,877,757
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	302,981,556		
企 業 債 合 計		302,981,556	
(2) 未 払 金		68,591,114	
(3) 引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金	2,440,412		
ロ 法定福利費引当金	477,724		
引 当 金 合 計		2,918,136	
(4) そ の 他 流 動 負 債		386,170	
流 動 負 債 合 計			374,876,946
5 繰 延 収 益			
長期前受金		6,406,932,605	
収益化累計額		△1,322,372,839	
繰 延 収 益 合 計			5,084,559,766
負 債 合 計			8,675,314,499
資 本 の 部			
6 資 本 金			2,911,254,179
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 負 担 金	3,560,414		
ロ 補 助 金	219,083,940		
資 本 剰 余 金 合 計		222,644,354	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 当年度未処分利益剰余金	42,854,590		
利 益 剰 余 金 合 計		42,854,590	
剰 余 金 合 計			265,498,944
資 本 合 計			3,176,753,123
負 債 資 本 合 計			11,852,067,622

## 教 委 告 示

### 秋田市教委告示第6号

令和元年9月25日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和元年9月20日

秋田市教育委員会  
教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

教育委員会事務の点検・評価に関する件

## 選 管 告 示

### 秋市選管告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙

権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

令和元年9月2日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

1 50分の1の数 5,299人

2 3分の1の数 88,302人

### 秋市選管告示第19号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定に基づき、令和元年12月1日を基準日とする選挙人名簿の登録日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第1項の規定により告示する。

令和元年9月2日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

登録年月日 令和元年12月2日



## 農 委 告 示

### 秋田市農委告示第5号

令和元年9月17日午後2時秋田市役所6-A会議室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和元年9月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 2 農用地利用集積計画（平成31年度第6号）に関する件
- 3 非農地証明申請に関する件（1件）
- 4 令和2年度秋田市農業施策等に対する要望に関する件

## 上下水道局告示

### 秋田市上下水道局告示第22号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止の届出を受理したため、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

令和元年9月4日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

- 1 指定給水装置工事事業者の廃止

事業者名	代表者	所在地
有限会社猿田設備	猿 田 文 男	南秋田郡五城目町 上樋口字下川原1 番地の9

- 2 廃止年月日

令和元年8月26日

### 秋田市上下水道局告示第23号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止の届出を受理したため、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

令和元年9月12日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

- 1 指定給水装置工事事業者の廃止

事業者名	代表者	所在地
山上設備店	山 上 一 郎	秋田市河辺三内字 寺田109番地1

- 2 廃止年月日

令和元年9月9日

### 秋田市上下水道局告示第24号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したため、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和元年9月12日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

- 1 指定排水設備工事事業者の廃止

業者名	代表者	所在地
山上設備店	山 上 一 郎	秋田市河辺三内字 寺田109番地1

- 2 廃止年月日

令和元年9月9日

### 秋田市上下水道局告示第25号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止の届出を受理したため、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

令和元年9月17日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

- 1 指定給水装置工事事業者の廃止

事業者名	代表者	所在地
株式会社英明工務店	加 藤 憲 成	秋田市新屋船場町 6番53号

- 2 廃止年月日

令和元年9月11日

### 秋田市上下水道局告示第26号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したため、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和元年9月17日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

- 1 指定排水設備工事事業者の廃止

業者名	代表者	所在地
株式会社英明工務店	加 藤 憲 成	秋田市新屋船場町 6番53号

- 2 廃止年月日

令和元年9月11日

### 秋田市上下水道局告示第27号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止の届出を受理したため、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

令和元年9月17日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

- 1 指定給水装置工事事業者の廃止

事業者名	代表者	所在地
有限会社小林電器設備	小 林 富 次 夫	大仙市大曲日の出 町一丁目44番5号

- 2 廃止年月日

令和元年9月10日

秋田市上下水道局告示第28号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和元年9月18日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 指定給水装置工事事業者の指定

事業者名	代表者	所在地
加藤建設株式会社	加藤 俊 介	秋田市泉北三丁目4番20号

2 指定年月日

令和元年9月13日

秋田市上下水道局告示第29号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止の届出を受理したため、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

令和元年9月30日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 指定給水装置工事事業者の廃止

事業者名	代表者	所在地
株式会社鈴鉦組	鈴 木 雅 樹	秋田市飯島新町二丁目町5番48号

2 廃止年月日

令和元年9月20日

秋田市上下水道局告示第30号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止の届出を受理したため、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

令和元年9月30日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 指定給水装置工事事業者の廃止

事業者名	代表者	所在地
東北鉄工株式会社	佐 藤 恵 子	男鹿市船川港船川字化世沢177番地の8

2 廃止年月日

令和元年9月20日

秋田市上下水道局告示第31号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したため、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和元年9月30日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 指定排水設備工事事業者の廃止

業者名	代表者	所在地
東北鉄工株式会社	佐 藤 恵 子	男鹿市船川港船川字化世沢177番の8

2 廃止年月日

令和元年9月20日

秋田市上下水道局告示第32号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の指定を行ったため、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

令和元年9月30日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 指定排水設備工事事業者の指定

業者名	代表者	所在地
加藤建設株式会社	加 藤 俊 介	秋田市泉北三丁目4番20号

2 指定年月日

令和元年9月24日

公 告

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成31年度第6号計画）を定めたため、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和元年9月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階  
秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定する定期の予防接種について、予防接種を行う医師に変更があったため、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年9月30日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う協力を承諾した医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および追加する予防接種の種類

別表のとおり

別表

予防接種を行う協力を承諾した医師の氏名、主たる場所および追加する予防接種の種類

主たる場所 (医療機関名)	所在地	医師の氏名	追加する予防接種の種類											備考				
			四種混合	三種混合	二種混合	不活化ポリオ	麻しん風しん混合	麻しん単抗原	風しん単抗原	日本脳炎	結核(BCG)	Hib感染症	小児の肺炎球菌		HPV感染症	水痘	B型肝炎	インフルエンザ
いちかわ内科クリニック	秋田市大住三丁目3番48号	市川 喜一						○									○	○
ひかり桜ヶアクリニック	秋田市桜二丁目17番23号	高木 亮								○								

## 教 委 公 告

### 秋田市教委公告

令和2年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立秋田商業高等学校学則（平成3年秋田市教委規則第8号）第8条第2項の規定により公告する。

令和元年9月26日

秋田市教育委員会  
教育長 佐藤 孝 哉

#### 1 選抜の種類

前期選抜および一般選抜を設定する。

#### 2 入学願書の提出期日および提出先

##### (1) 提出期日

ア 前期選抜 令和2年1月16日（木）から同月20日（月）正午まで

イ 一般選抜 令和2年2月13日（木）から同月17日（月）正午まで

##### (2) 提出先

秋田市立秋田商業高等学校長

#### 3 入学検定料

2,200円

#### 4 入学志願者検査日

##### (1) 前期選抜

令和2年1月30日（木） 学力検査および面接

##### ア 実施教科

3教科（国語、数学および英語）

##### イ 面接

学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。

##### (2) 一般選抜

令和2年3月5日（木） 学力検査および面接

##### ア 実施教科

5教科（国語、社会、数学、理科および英語）

##### イ 面接

学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。

#### 5 出願資格

##### (1) 前期選抜

次のアおよびイを満たしている者

ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和2年3月に卒業する

見込みの者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）

イ 基本的な生活習慣が身に付いており、中学校在学中の部活動等において、県レベル以上の大会等での活動実績があるか、又はそれと同等の優れた能力を有しており、入学後も学業との両立を図りながら、本校の部活動において中核的存在として活躍することを望んでいる者

#### (2) 一般選抜

次のア又はイに該当する者で、前期選抜で合格していないもの

ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和2年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）

イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

#### 6 募集する学科名および募集人員

##### (1) 学科名

商業科

##### (2) 募集人員

240名

#### 7 合格者の発表

##### (1) 前期選抜

令和2年2月7日（金）午後4時

##### (2) 一般選抜

令和2年3月13日（金）午後4時

#### 8 その他

入学者の選抜の実施に必要な細目事項は、「令和2年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」の定めるところによるものとする。

### 秋田市教委公告

令和2年度に秋田市立御所野学院高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立御所野学院高等学校学則（平成29年秋田市教委規則第4号）第8条第2項の規定により公告する。

令和元年9月26日

秋田市教育委員会  
教育長 佐藤 孝 哉

#### 1 選抜の種類

連携型中高一貫入学者選抜、前期選抜および一般選抜を設定する。

設定した選抜すべてを行い、一般選抜において欠員が生じた場合は、2次募集を実施する。

2 入学願書の提出期日および提出先

(1) 提出期日

ア 連携型中高一貫入学者選抜 令和2年1月16日(木)から同月20日(月)正午まで

イ 前期選抜 令和2年1月16日(木)から同月20日(月)正午まで

ウ 一般選抜 令和2年2月13日(木)から同月17日(月)正午まで

※ 2次募集 令和2年3月17日(火)から同月18日(水)午前11時まで

(2) 提出先

秋田市立御所野学院高等学校長

3 入学検定料

2,200円

4 入学志願者検査日

(1) 連携型中高一貫入学者選抜

令和2年1月30日(木) 作文および面接  
面接

作文終了後、秋田市立御所野学院高等学校において行う。

(2) 前期選抜

令和2年1月30日(木) 学力検査および面接

ア 実施教科

3教科(国語、数学および英語)

イ 面接

学力検査終了後、秋田市立御所野学院高等学校において行う。

(3) 一般選抜

令和2年3月5日(木) 学力検査および面接

ア 実施教科

5教科(国語、社会、数学、理科および英語)

イ 面接

学力検査終了後、秋田市立御所野学院高等学校において行う。

※ 2次募集

令和2年3月23日(月) 作文および面接

5 出願資格

(1) 連携型中高一貫入学者選抜

御所野学院中学校を令和2年3月に卒業する見込みの者で、「令和2年度秋田市立御所野学院高等学校連携型中高一貫入学者選抜実施要項」で定める「出願資格」を満たしている者

(2) 前期選抜

次のアおよびイを満たしている者

ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和2年3月に卒業する見込みの者(中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。)

イ 次の(ア)又は(イ)を満たしている者

(ア) 学力、人物に極めて優れており、国語、社会、数学、理科および英語の学習成績が優秀で大学進学等の進路目標に向けて入学後も意欲的に勉学に取り組む者

(イ) 学力、人物に優れており、体育的又は文化的活動において顕著な実績があり、入学後も中心的な存在として活躍できる者

(3) 一般選抜

次のア又はイに該当する者で、連携型中高一貫入学者選抜および前期選抜で合格していないもの

ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和2年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者(中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。)

イ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条の規定に該当する者

ウ 2次募集 秋田県公立高等学校の一般選抜を受検し、合格していない者

6 募集する学科名および募集人員

(1) 学科名

普通科

(2) 募集人員

80名

7 合格者の発表

(1) 連携型中高一貫入学者選抜

令和2年2月7日(金)午後4時

(2) 前期選抜

令和2年2月7日(金)午後4時

(3) 一般選抜

令和2年3月13日(金)午後4時

※ 2次募集

令和2年3月25日(水)午後2時

8 その他

入学者の選抜の実施に必要な細目事項は、「令和2年度秋田市立御所野学院高等学校連携型中高一貫入学者選抜実施要項」および「令和2年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」の定めるところによるものとする。

選 管 公 告

秋市選管公告

検察審査会法(昭和23年法律第147号)第10条第1項の規定に基づき検察審査員候補者の予定者の選定を行うので、その場所および日時を次のとおり公告する。

令和元年9月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1 場所

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市選挙管理委員会事務局

2 日時

令和元年9月11日(水)午後1時

秋市選管公告

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年法律第63号)第21条第1項の規定に基づき裁判員候補者の予定者の選定を行うので、その場所および日時を次のとおり公告する。

令和元年9月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1 場所

秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市選挙管理委員会事務局

2 日時

令和元年9月11日（水）午後1時

## 上下水道局公告

**秋田市上下水道局公告**

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

令和元年9月5日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男  
賦課対象区域

上北手百崎字ニタ子沢（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

**秋田市上下水道局公告**

局有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和元年9月17日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 売払物件の表示

	所在地等	最低入札価格
1	土地 秋田市寺内蛭根三丁目72番3 原野 4,580.14㎡ 秋田市寺内蛭根三丁目73番1 宅地 650.63㎡ 計5,230.77㎡ 工作物 上水道旧配水池 鉄筋コンクリート造 幅35m×奥行20m×高さ5.2m	9,030,000円
2	土地 秋田市添川字地ノ内111番5 雑種地 509.14㎡ 構築物 鉄筋コンクリート造 防水シート屋根 機械室、階段室（延べ床面積18.275㎡） 地下埋設物 合併浄化槽（清掃済、空洞）	12,800,000円

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者

- (3) 次のいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しない者およびその者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用する者

- ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
- イ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- エ 上記のアからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過していない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

3 入札の場所および日時

- (1) 場所  
秋田市川尻みよし町14番8号  
秋田市上下水道局 4階大会議室
- (2) 入札  
令和元年10月29日（火）午前10時  
（入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで）

- (3) 開札  
入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局総務課

5 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出の小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を、金融機関窓口にて納付すること。

なお、原則事前納入とし、納入通知書は秋田市上下水道局総務課管財係にて交付するものとする。

- (2) 落札者は、入札保証金について還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができる。
- (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は秋田市上下水道局に帰属する。
- (4) 落札者以外の者に対しては、入札執行後5日以内に請求書に記載の指定口座に入札保証金を還付する。

6 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、秋田市上下水道事業管理者が落札の通知を発した日から起算して7日以内に売買契約書により契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

- (1) 契約者は、契約締結後直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。
- (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当するものとする。

9 売払代金

契約者は、契約締結後14日以内に売払代金を秋田市上下水道局の発行する納入通知書により納付しなければならない。ただし、契約保証金を差し引いた額を納付するものとする。

10 売払物件の説明日時および場所

- (1) 秋田市寺内蛭根三丁目72番3 他1筆

ア 日時  
令和元年10月21日（月）午前10時から

イ 集合場所  
現地

(2) 秋田市添川字地ノ内111番 5

ア 日時  
令和元年10月21日（月）午後 2 時から

イ 集合場所  
現地